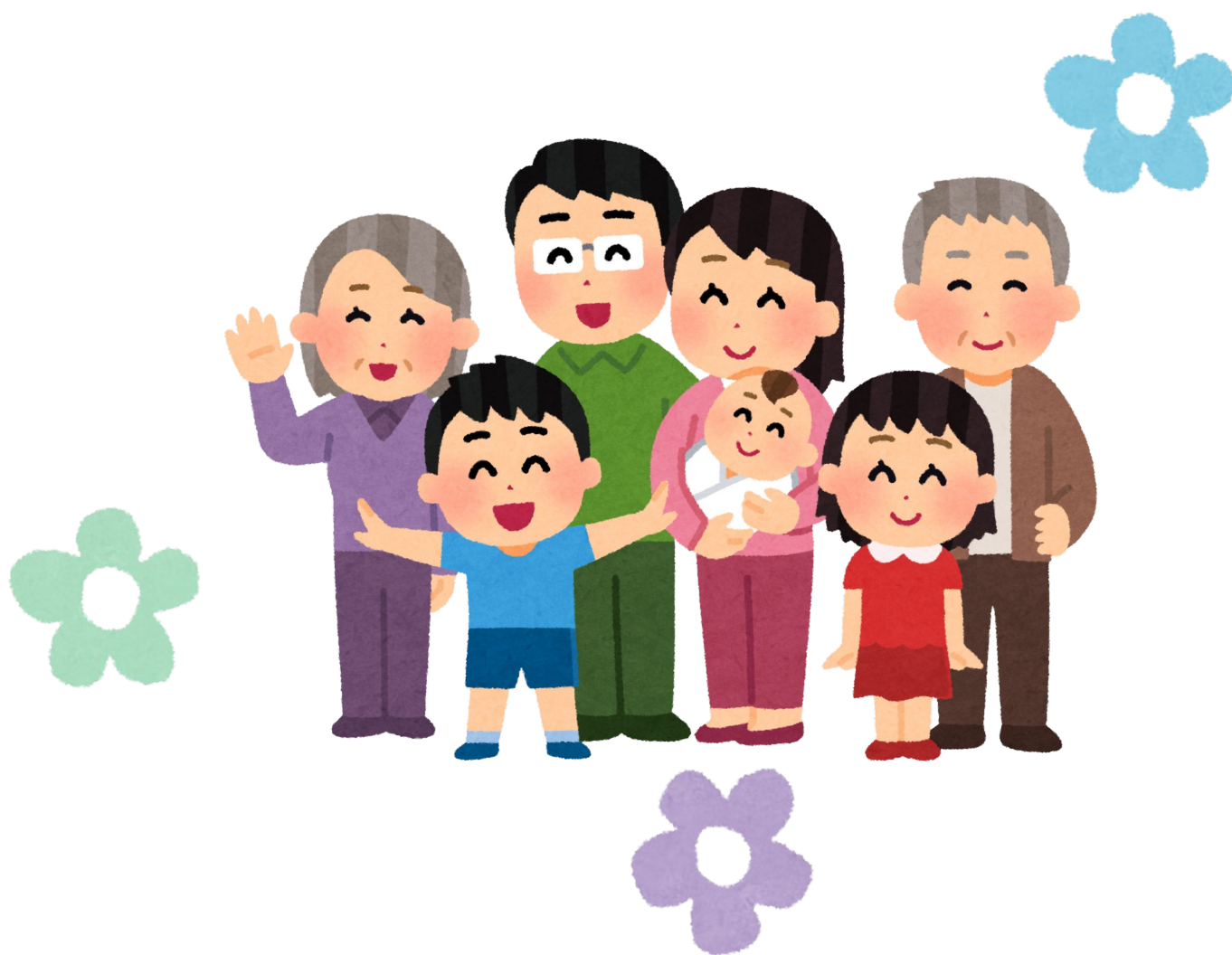


～ 活気あふれる自治会活動のために ～

# 自治会長の手引き

【令和8年度版】



新発田市自治会連合会・新発田市

～ 活気あふれる自治会活動のために ～

# ～ 目 次 ～

## 1 自治会活動

(1) 自治会活動とは？	1
(2) 自治会長の役割は？	1
(3) 規約（会則）	2
(4) 役員を選出	2
(5) 行事	2～3
(6) 会計（予算・決算）	3
(7) 地区組織	4
(8) 新発田市自治会連合会	4～5
(9) 予算・決算の書き方の例	6

## 2 地域活動に関すること

(1) 市の業務委託	7～8
(2) 市への届出事項	9
(3) 自治会長名の公表	10
(4) 認可地縁団体制度	11
(5) 公会堂などの整備に対する補助金	11～12
(6) バス待合所とバス利用者の自転車置き場の整備に対する補助金	13
(7) コミュニティ助成事業	14

## 3 防災・防犯に関すること

(1) 自主防災活動と自主防災組織	15～18
(2) 「防災・減災」を目的とした土のうの配布について	18～19
(3) 新発田あんしんメール	20
(4) 自治会長等向け情報配信システム	20
(5) 災害時の情報伝達と緊急告知FMラジオ	21
(6) 「避難行動要支援者名簿」の活用	22～24
(7) 地域の自主防犯活動	25

## 4 環境美化と公衆衛生

(1) ごみステーション	26
(2) ごみ袋	27
(3) 大クリーン作戦	28
(4) 不法投棄防止・犬等のフン害対策看板の貸与	28
(5) 市道・防犯灯の維持管理	29
(6) 道路側溝清掃の補助金	30



(7) 衛生害虫駆除	30
(8) 雑草や樹木の繁茂について	31
(9) 新発田市廃棄物減量等推進員	31
(10) 管理不全な空家等対策	32
(11) 空き家バンク	33
(12) 鳥獣害総合窓口について	33~34

## 5 健康・福祉

(1) 民生委員・児童委員	35
(2) 生活に困っている方の支援について	36
(3) 地域包括支援センター	37
(4) めざせ100彩!	38
(5) ときめき週1クラブ	38~40
(6) 地域のささえあいや認知症に関する出張講座	41
(7) 社会福祉協議会	42~43
(8) 新発田市共同募金委員会	44
(9) 地域づくり支援センター	45

## 6 そのほかの事業や制度

(1) そのほかの事業（まちづくり出前講座、体験・鑑賞出前プログラム）	46
(2) 活躍が顕著な市民を表彰します（市民表彰、まちづくり善行賞）	47
(3) 各選挙での投票管理者・投票立会人の推薦	47
(4) コミュニティセンターのご紹介	48

## 7 参考資料

(1) 令和8年度 新発田市行政組織	49~50
(2) 自治会活動 Q&A	51~53
(3) 年度替りや自治会長が交代した時にすること「確認チェックシート」	54
(4) 手引き掲載窓口の所在地	55~56

### 【ご注意ください】

ここで紹介している市の事業や制度は、令和8年4月1日現在のものです。年度途中に内容が変更となる場合がありますので、必要に応じて事前に担当課へご相談ください。

また、地域によって、「自治会」「町内会」「集落」「区」など、さまざまな名称がありますが、この「自治会長の手引き」では、「自治会」という名称を使用しています。ご了承ください。

# 1 自治会活動

## (1) 自治会活動とは？

---

地域での暮らしは、世帯構成や年齢層により地域とのかかわり方が異なったり、例えば駐車の方法、ペットの飼い方、ごみステーションの利用や生活騒音、コミュニケーションの取り方などによって、ご近所同士影響を与え合っているものです。お互いに迷惑をかけないように努めるとともに、土地空間を共同で利用する者どうし必要な交流をもち、お互いに住みやすい生活環境を協力してつくっていくことは、自治会活動の出発点です。

地域のみんなで日常生活のさまざまな課題を解決したり、交流の場を設けたりすることで、住民による地域の管理能力が高まり、生活の安全、福祉、文化の向上につながります。

---

## (2) 自治会長の役割は？

---

自治会の様々な活動の中心となるのが自治会長です。自治会がいきいきとした活動を進めるうえで、自治会長の役割は大変重要です。円滑な運営のポイントをご紹介します。

### ●のびのびとした雰囲気づくり

互いに意見を交わし、理解しあえるように、のびのびとした雰囲気づくりを心がけましょう。

### ●幅広い住民参加への工夫

自治会の意義や目的、活動内容を定期的に再確認し、住民の希望を反映した活動内容にしたり、参加しやすい方法を工夫しましょう。

### ●加入しやすい環境づくり

一人暮らしの高齢者など様々な立場の方に対応するため、会費設定を変えたり自治会活動の免除をするなど、無理なくかかわれる会員制度を検討するのもひとつです。

### ●地域の宝、子どもたちとかかわる

子どもたちが自治会活動に参加することにより地域の担い手の育成につながるとともに、子どもたちの親もかかわりを持つきっかけとなります。

### ●役割分担と運営方法の改善

自治会の仕事はたくさんあるので、役員で抱え込まず、できれば役員以外の人にも分担し、それぞれの得意分野で助け合いましょう。また、役員の負担軽減や部会の再編、事業の統合や廃止、会議の開催方法の改善など、次世代に引き継ぎやすい仕組みづくりも検討していきましょう。

### ※個人情報やプライバシーの保護について※

個人情報の流出による犯罪やトラブルが多発しています。業務上知り得た地域住民の個人情報やプライバシーは、相手を傷つけない、トラブルを避けるためにも、絶対に口外しないようにしましょう。また、個人情報の入った自治会名簿などの取り扱いについては、十分に注意してください。

---

## (3) 規約（会則）

---

活動の目的や内容、役員を選出、会費の扱い、意思決定の方法など運営や活動する上での基本を定め、みんなで共有しましょう。

自治会運営の実情に合わせて、「規約（会則）」の見直しもしましょう。



---

## (4) 役員を選出

---

役員を選出については、選挙・推薦・抽選・順番制など、いろいろな方法があります。また、任期も1、2年で交代するところや再任を重ね長く勤めているところもあります。

後任者が決まらず悩まれている自治会も多いので、各地域の実情に合わせた選出方法を検討したり、「負担を減らす」「引継ぎマニュアルを作る」などの工夫をしましょう。

### 【役員】

自治会活動の運営の中心となります。役職は自治会により人数や構成、職務内容が異なります。一般的な役職とその役割は下記のとおりです。

- 会 長…自治会の代表者であり、責任者。まとめ役として全体を見渡しながらか、ほかの役員や会員が十分に力を発揮できるように努めます。リーダーシップは大切ですが、今求められているリーダー像は、一人で背負い込んだり強引に物事を進めたりする役ではなく、役員や住民と協力し合い、みんなのやる気を引き出す調整役といわれています。
- 副会長…会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行します。会長と連携して自治会を運営します。
- 会 計…お金の出し入れや物品に関する事務を行い、必要な書類を管理します。
- 監 事…会計や資産の状況、事業実施状況などのチェック（監査）をします。会の目的に沿って適正に運営されているか確認します。

### 【専門部会】

地域の課題や住民の要求に対し、専門部会（専門委員）を設置する場合があります。

---

## (5) 行事

---

地域のお祭りや運動会などの行事、子ども会や女性部、老人クラブなどの活動は、地域住民の親睦を深め、地域の担い手が育つ場としても大切な役割を果たしています。

その場限りの行事で終わらせないためにも、役員はお世話に終始せず、参加住民と会話をしたり、顔見知りになることで、自治会に親近感をもってもらい、自治会の加入や次の活動への参加にもつなげていきましょう。

## 【自治会が実施する行事の例】

- 新年会、忘年会、親睦旅行、お花見
- お祭り（春まつり、納涼祭、秋祭り、塞ノ神、農業祭など）
- 神輿、金魚台輪、灯籠展示、盆踊り
- 餅つき大会、バーベキュー大会、カラオケ大会、運動会
- 広報紙の発行
- 防災訓練、交通安全運動

## 保険に入って安心

大人数が集まるイベントで心配なのがケガや事故。防止に努めるのが第一ですが、それでも心配な場合は、イベント用の保険に入ると安心です。

イベントの内容に応じて、民間の保険代理店と相談して決めましょう。



## 自治会のイベントや行事の情報をお知らせください

各自治会や地域で開催しているイベント・行事・各種活動などの情報を「広報しばた」や、新発田市自治会連合会会報誌「つどい」に掲載させていただきます。（掲載できない場合もありますのでご了承ください）  
皆さまからのたくさんの情報をお待ちしています!!

### ●情報提供連絡先

市民まちづくり支援課

TEL：28-9640 FAX：28-9670

メール：machizukuri@city.shibata.lg.jp

## （6）会計（予算・決算）

会計は、自治会の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、出納の管理や記録を行う事務です。帳簿の管理や領収書などの整理・保管、現金や預金通帳の管理などを行います。自治会には、会費や市の業務委託料などの収入があります。会員のお金や物品を預かっていることから、適正に会計処理を行きましょう。

### 【チェックポイント】

- 毎年度の収支予算、収支決算を作成していますか。
- 会計をチェックする監査役はいますか。
- 預金通帳は、自治会の名義になっていますか。
- 収入・支出の都度、帳簿に記帳するとともに預金通帳に記帳をしていますか。
- 自治会に交付される補助金や交付金の内訳を確認、把握していますか。



一般的な「予算書」・「決算書」の書き方の例は、6ページをご覧ください。

---

## (7) 地区組織

---

市内全17地区では、自治会等で組織する地区組織があります。地区組織では、地区内の自治会長どうしが親睦を深めるとともに、独自事業の実施や地域課題の解決に向けた取組を進めています。

【地区組織（令和8年4月1日現在）】（ ）内は所属する自治会数

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ○外ヶ輪地区自治会連合会（18） | ○赤谷地区区長会（3）      |
| ○猿橋地区自治会長会（17）   | ○川東地区自治連合会（25）   |
| ○御免町地区町内会長会（16）  | ○加治コミュニティ協議会（13） |
| ○二葉地区町内会長会（15）   | ○菅谷地区自治会長会（23）   |
| ○住吉地区自治会連合会（12）  | ○佐々木地区区長会（17）    |
| ○東豊地区自治会連合会（7）   | ○豊浦地区区長会（39）     |
| ○五十公野地区区長会（23）   | ○紫雲寺地区自治会連合会（39） |
| ○松浦地区区長会（13）     | ○加治川地域振興協議会（43）  |
| ○米倉地区区長会（4）      |                  |

---

## (8) 新発田市自治会連合会

---

「新発田市自治会連合会」は、自治会が組織する全市的な団体です。

自治会相互の連絡調整や、行政等関係団体との連絡調整、また自治会の抱える問題解決を目指した様々な活動を行っています。

令和8年4月1日現在、市内自治会の99%が加盟しています。

### 【新発田市自治会連合会の主な事業】

自治会連合会では以下の事業を行っており、その都度各自治会長へご案内を差し上げています。自治会運営の参考にぜひご参加ください。

- 総会…毎年5月末頃開催。全構成員（自治会等の長）が参加し、前年度の活動報告や新年度の活動方針について審議します。

- 市政懇談会…毎年7月下旬頃開催。全自治会長を対象に、市長や市幹部を招いて、市長講話や会員の意見発表を行います。



市政懇談会の様子

○視察研修会…毎年10月下旬頃開催。県内外の先進地を視察研修します。

＜近年の視察先＞

- 令和4年度 コロナウイルス感染症対策のため、視察を中止、市政懇談会と合同とし、防災セミナーを開催
- 令和5年度 福島県 いわき市
- 令和6年度 村上地域まちづくり協議会、村上市小岩内集落
- 令和7年度 ぼうさいこくたい2025in新潟



視察研修の様子

○講演会…毎年2月中旬頃開催。地域づくりの参考になる講演をします。

講演会は、一般市民の参加も可とし、多くの方に来場いただいています。

＜近年の講演テーマ＞

- 令和4年度 「地域おこしの現状と課題～にない手探しのコツ・ツボ～」  
講師：堀野巨求 氏 ほか
- 令和5年度 「自治会・町内会の持続的な運営を目指して」  
講師：水津 陽子 氏
- 令和6年度 「新発田市域の地震災害の発生予測とハザードマップの活用」  
講師：卜部 厚志 氏、高橋 信弘 氏
- 令和7年度 創立25周年記念 人権講演会「ちょっと心をかしてくれませんか」  
講師：ヒューマンバンド「熱と光」代表 宮崎 保 氏



講演会の様子

○広報紙の発行…会の活動や各地区の地域活動を紹介する「自治会連合会 会報つどい」を、例年1回発行し、全戸配布しています。

#### 【役員の構成】

執行部＝会長(1名)、副会長(3名)、会計(1名)  
理事＝市内17地区の代表者各1名  
監事＝2名



○定例会議

毎月第1火曜日に執行部会、第2金曜日に役員会を開催しています。

## (9) 予算・決算の書き方の例

市からの「自治会等業務委託料」が入金されていることを、住民の皆さんに伝えてくださいね！

### 【収入】 令和7年度〇〇自治会 決算の例

項目	予算額	決算額	比較増減	
前年度繰越金	300,000	300,000	0	
使用料	100,000	150,000	50,000	公会堂使用料
<b>市委託料</b>	<b>237,300</b>	<b>244,200</b>	<b>6,900</b>	<b>市業務委託料</b>
自治会費	XXX,XXX	XXX,XXX	X,XXX	X,XXX円×X世帯
雑入	1,000	326	△674	預金利息等
合計	1,073,300	1,144,526	71,226	

### 【支出】

項目	予算額	決算額	比較増減	摘要
事業費	790,000	704,456	△85,544	夏祭り、総会開催費
衛生費	40,000	45,000	5,000	町内一斉清掃
役員手当	XX,XXX	XX,XXX	0	会長〇〇〇円・副会長〇〇〇円・会計〇〇〇円・班長報酬〇〇〇円
広報費	100,000	65,230	△34,770	広報紙年2回発行
予備費	3,300	0	△3,300	
合計	1,073,300	954,686	△118,614	

○総収入 1,144,526－総支出 954,686＝次年度繰越金 189,840円

### 【収入】 令和8年度〇〇自治会 予算の例

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘要
前年度繰越金	300,000	189,840	△110,160	
使用料	100,000	150,000	50,000	公会堂使用料
<b>市委託料</b>	<b>237,300</b>	<b>244,200</b>	<b>6,900</b>	<b>市業務委託料</b>
自治会費	XXX,XXX	XXX,XXX	X,XXX	X,XXX円×X世帯
雑入	1,000	1,000	0	預金利息等
合計	1,073,300	1,035,040	△38,260	

### 【支出】

項目	前年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘要
事業費	790,000	780,000	△10,000	夏祭り、総会開催費
衛生費	40,000	50,000	10,000	町内一斉清掃
役員手当	XX,XXX	XX,XXX	0	会長〇〇〇円・副会長〇〇〇円・会計〇〇〇円・班長報酬〇〇〇円
広報費	100,000	60,000	△40,000	広報紙年2回発行
予備費	3,300	5,040	1,740	
合計	1,073,300	1,035,040	△38,260	

※金額はあくまで参考です。各自治会の実情に合わせて設定してください。

# 2 地域活動に関すること

## (1) 市の業務委託

### 市の業務委託とは？

市では、住民福祉を充実し、行政の円滑な運営を行うため、すべての自治会と業務委託契約を締結し、文書の配布や募金の取りまとめ、災害時の被害調査などの業務をお願いしています。

これらの委託事務は、市民の皆様に対して公平に実施する必要がある内容であることから、自治会の入会の有無にかかわらずお願いしているものです。

なお、委託契約は、毎年度自動更新されます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【①委託事務の内容】

##### (1) 行政関係等の配布物に関すること

広報しばた、議会報、各種広報紙、お知らせ文書 など

##### (2) 募金、会費等のとりまとめ及び収納に関すること

社会福祉協議会会費、日本赤十字社協力金、新発田まつり協賛寄附金、新発田青少年健全育成市民会議会費、愛の協力金、赤い羽根共同募金、緑の募金 など

※募金・協力金・協賛寄附金につきましては、任意であり、強制するものではありません。なお、募金等を行った場合、氏名や金額などを募金袋に記載することも任意です。

※年度によって変更がある場合があります。

※新潟県交通災害共済会費のとりまとめ及び収納については、市の業務委託ではなく、新潟県市町村総合事務組合からの依頼に基づきます。協力自治会等には、別途報償費が支払われます。

##### (3) 災害時における被害調査及び救援物資の配布に関すること

##### (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

#### 【②業務委託中に事故などに遭われた場合】

業務遂行中にけがをしたり、又は死亡した場合、見舞い金を支給できる場合があります。

### 【③文書配布日について】

毎月1日の1回です。ただし、土日祝日等に重なる場合は配布日が異なります。毎年2月に次年度の文書配布日程表をお送りしています。

外ヶ輪・二葉・東豊・御免町・猿橋・住吉小学校区、豊浦地域、紫雲寺地域の自治会は、市役所からの発送が午前と午後のグループに分かれます。どちらのグループが分からない場合は、総務課へお問い合わせください。それ以外の地区の自治会は、概ね午前中に市役所から発送されます。

## 業務委託料

市では、次の金額を業務委託料として自治会に毎月お支払いしています。

**業務委託料（月額）＝（基本割 3,100円）＋（世帯割 104円×世帯数）**

### 【世帯割を計算するための世帯数の報告】

世帯数は、毎年6月1日と12月1日現在のものです。毎年6月・12月に、市から報告用紙をお送りします。自治会の代表者は、6月1日と12月1日現在の世帯数を総務課へ報告してください。

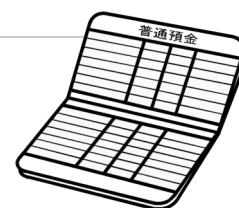
文書配布は、全世帯への配布をお願いしているものです。したがって、世帯数には、自治会に入っていない世帯、文書を配布している事業所・店舗等も含めてください。

## 振込先

委託料の振込先は、原則として委託を受けた自治会の口座です。

（個人名義の口座には振り込むことはできません。）

※名義変更があった場合は届出が必要です。



## 担当課



**総務課** 総務係（☎28-9540）本庁舎5階

### 【業務委託料は自治会の予算・決算に計上しましょう！】

市から自治会へ振り込む業務委託料は、団体収入と見なされます。毎年度、自治会の予算・決算に計上するなど、委託料の収受状況について自治会の住民の皆さまに周知してください。一般的な「予算書」・「決算書」の書き方の例は、6ページをご覧ください。

## (2) 市への届出事項

下記については、忘れずに届け出てください。

届出事項	届出先	届出方法
自治会・町内会の各種届出 (代表者・委託料振込口座・文書等配布先) 担当：市民まちづくり支援課、総務課	市民まちづくり支援課	○届出用紙 ○電子申請  二次元コード▶ 
自治会・町内会の各種届出 (緊急連絡先・自治会長向け情報配信システム) 担当：市民まちづくり支援課、地域安全課	市民まちづくり支援課	○届出用紙 ○電子申請  二次元コード▶ 
文書の配布数・回覧数の変更	総務課	電話 ☎28-9540
自治会の設立、合併、分離、区域・名称  ○認可地縁団体○ 告示事項の変更 (自治会等の名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所、他) 規約の変更 印鑑の登録、変更、廃止	市民まちづくり支援課	事前にご相談ください

### 担当課

**市民まちづくり支援課** 市民まちづくり支援係 (☎28-9640) 本庁舎6階

**総務課** 総務係 (☎28-9540) 本庁舎5階

**地域安全課** 消防防災係 (☎28-9510) 本庁舎5階

### (3) 自治会長名の公表

「自治会の代表者変更届」でいただいた自治会長等の個人情報について、次のとおり取り扱います。

- 1 会長の氏名は、自治会・町内会名とともに公表しています。（地縁による認可をうけている自治会については、会長の住所も公表となります。）
- 2 連絡先等（住所・電話番号等）その他の個人情報については、市の業務、公益上必要と認められる場合は、次の範囲で公表しています。

	請求者	利用目的
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入者</li> <li>・ 新規加入事業所・店舗</li> <li>・ 不動産業者</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみステーションの利用・管理等についての照会</li> <li>②自治会の行事や自治会費等についての照会</li> <li>③自治会のクリーン作戦、側溝清掃など環境美化に関する照会</li> <li>④集会所などの利用についての照会</li> <li>⑤ほか自治会活動の支援に関する事項</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道接続</li> <li>・ 電気・ガス・道路・通信などの工事関係者</li> <li>・ 開発・建設業者</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民への注意喚起</li> <li>②地元説明会の開催の周知</li> <li>③自治会長の承諾や現場立会</li> <li>④ほか工事施工の協力依頼に関する事</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	自治会連合会、防犯連絡協議会、地区交通安全協会の支部など自治会長が構成員となっている住民団体からの照会
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県の機関</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民生活の安全に係る回覧物等の配布</li> <li>②当該自治会に対する意見・要望の聴取</li> <li>③ほか公益目的で市行政に関係する事項</li> </ul>

#### 担当課

市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

## (4) 認可地縁団体制度

### 【認可地縁団体とは】

法人格をもった自治会や町内会などのことです。認可地縁団体になると、自治会の名義で土地や建物などの資産を持つことができ、相続などの問題も解消されます。

### 【認可地縁団体になるには】

会員名簿や規約などの各種書類の作成、総会での議決が必要です。詳しくは、市民まちづくり支援課までお問い合わせください。

### 【「認可地縁団体の手引き」を配布しています】

認可地縁団体の運営で役立つ情報をまとめた「認可地縁団体の手引き」を作成しました。市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

### 担当課

市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係 (☎28-9640) 本庁舎6階

## (5) 公会堂などの整備に対する補助金

### 補助事業の内容

市では、市内自治会が使用する公会堂などの建築・増改築工事等に対して①～⑥までの補助金を交付しています。まずは、市民まちづくり支援課にご相談ください。

### 【対象となる工事など】

①新築（既設建物の買取りを含む）

②用地買取り

③増改築及び補修

④既存公会堂の解体

⑤バリアフリー化工事

⑥上下水道や合併処理浄化槽への接続工事

①～③は50万円以上のものが対象となります。また、①～④は前回の補助金（国、県など他の補助金を含む）交付から、概ね10年以上経過しなければ補助金の交付を受けられません。

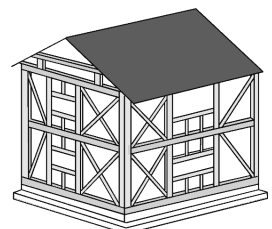
※国、県など他の補助金を受ける場合は、この補助金の交付を受けられません。

※補助金の事後申請及び交付は出来ませんので、必ず事前にご相談ください。

### 【補助金額】

建築工事等に要する金額の2分の1の額

※補助金額の上限額は400万円です。



## 翌年度以降の事業実施予定調査

毎年7月頃、全自治会に対し、翌年度の公会堂などの新築・増改築などの計画と、補助金交付の希望を調査しています。

この調査は、翌年度の市の予算を見積もるためのもので、補助金の交付を確約するものではありません。

自治会の役員などで話し合い、希望がある場合は、調査に回答してください。

※回答がない場合は、原則翌年度の補助金交付が受けられませんのでご注意ください。

併せて、今後5年間の計画についても調査を行っています。こちらの調査は必ずご回答いただかないと実施できないというものではありませんが、今後の予定を把握するための調査にご協力をお願いします。

### 担当課

市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

※このほかにも、公会堂などの整備に対する助成金があります

#### 「ふれあい・グリーン・ツーリズム」促進事業 【新潟県】

自治会戸数20世帯以上かつ農林漁家率60%以上、地域住民のコミュニティー活動等促進を目的とするなどの条件を満たした場合に、中山間地域で上限600万円、一般地域で上限540万円の助成金が受けられる場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。 担当課 農林水産課生産振興係（☎33-3108）

#### ふるさと新潟木づかい事業 【新潟県】

①県産材の使用に係る木工事費 ②県産材の普及啓発用品に係る費用  
集会施設（公会堂・集会所など）を新築・増改築等で県産材の使用基準を木材利用などで満たした場合、①と②の各費用1/2以内の、上限700万円の補助金が受けられる場合があります。

なお、事業申請をする際は、管轄する県に關係書類の提出となります。

担当課 農林水産課里山保全係（☎33-3108）

#### コミュニティセンター助成事業 【(一財)自治総合センター】

新築又は大規模修繕に対し事業費の5分の3以内で上限2,000万円の助成が受けられる場合があります（14ページ参照）。

## (6)バス待合所とバス利用者の自転車置き場の整備に対する補助金

### 補助事業の内容

バス待合所とバス利用者のための自転車置き場の整備に対して、補助金を交付します。バス待合所等を設置した後に補助金申請や交付はできませんので、**必ず事前に市民まちづくり支援課にご相談ください。**

#### 【補助金を申請できる方】

##### ●自治会又は複数の自治会

※複数の自治会で設置する場合は、いずれかの自治会が代表して申請してください。

※前回の補助金交付から、概ね10年以上経過しなければ補助金の交付は受けられません。



スクールバスや保育園バスの待合所も対象になります。



#### 【対象となる経費】

①バス待合所の設置又は修繕に係る経費

②バス利用者のための自転車置き場を設置する経費

※①②いずれの場合も、用地費、備品購入費、事務費、撤去費、移設費は対象となりません。

※自転車置き場は、バス停から概ね20m以内に設置したものに限りま。

#### 【補助金額】

##### ●対象経費の2分の1の額（上限額25万円）

※千円未満は切り捨てとなります。

この調査は、翌年度の市の予算を見積もるためのものです。補助金の交付を確約するものではありません。

### 翌年度事業の実施予定調査

毎年7月頃、全自治会長に宛てに、翌年度のバス待合所等の新築等の計画と補助金交付の希望について調査を行っています。

自治会などで話し合い、希望がある場合は回答してください。

※回答が無い場合は、原則翌年度の補助金交付が受けられませんのでご注意ください。



#### 担当課

市民まちづくり支援課 公共交通推進室（☎28-9644） 本庁舎6階

## (7) コミュニティ助成事業



### 補助事業の内容

「コミュニティ助成事業」は、(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであり、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目指すものです。

#### 【対象団体】

- ①～③自治会・町内会など地域的な共同活動を行う団体やその連合体
- ④自主防災組織

#### 【助成内容】

事業の名称・助成金額	助成内容
①一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで	地域のコミュニティ活動に直接必要な設備の整備（例：エアコン、テント、AEDなど）を行う場合
②コミュニティセンター助成事業 対象事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円を上限	集会施設（公会堂・集会所など）を新築・大規模修繕する場合
③青少年健全育成助成事業 30万円から100万円まで	主として親子で参加する事業（スポーツ・レクリエーション、文化・学習活動）に関するソフト事業を実施する場合
④地域防災組織育成助成事業 30万円から200万円まで	自主防災組織（消防団は除く）が行う地域の防災活動に必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備

### 募集について

①～③の募集については、毎年6月に「広報しばた」等でお知らせします。希望される場合は7月中旬までに意向書を提出して頂いております。④の事業を希望される場合は下記担当課までお知らせください。

市で申請をとりまとめた後、翌年度分の事業として県を通じて申請し、審査を受けます。申請の意向がある場合は、できるだけお早めにご相談ください。

この助成の可否は、(一財)自治総合センターが決定するものであり、必ず採択されるものではありません。採択になるかどうかは、市では決定できません。

※ 事業内容等が助成要件に合致していても不採択となる場合があります。

#### 担当課

- ①～③→市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係 (☎28-9640) 本庁舎6階
- ④→地域安全課 消防防災係 (☎28-9510) 本庁舎5階

### 3 防災・防犯に関すること

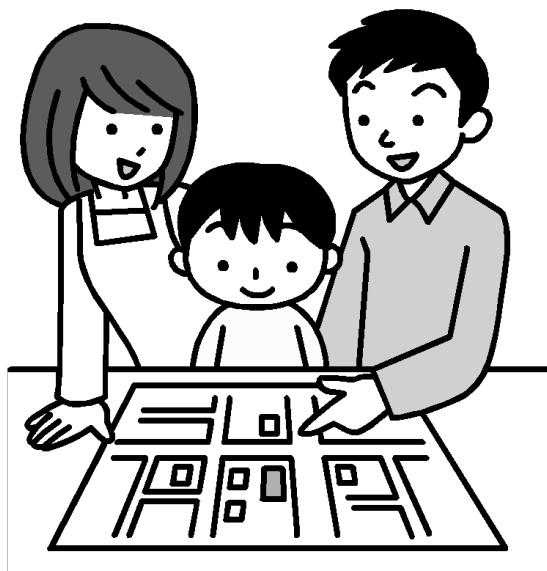


#### (1) 自主防災活動と自主防災組織

##### 自治会活動の一環として自主防災活動を！

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されます。このような事態のときに、その被害を防止または軽減するためには、地域の自主的な防災活動、すなわち住民自らが避難活動や被災者の救出救護活動を行うことが必要です。これらの防災活動を行うに当たり、各自がばらばらに行動するのでは、その効果があまり期待できません。住民が団結し、組織的に行動することによっ

て、その効果が最大限に発揮できると考えられます。



##### 【自主防災活動の例】

- 防災チラシの配布
- ひとり暮らし高齢者などの把握
- 地域内の危険箇所点検・把握
- 緊急連絡網の作成
- 消防団などとの連携
- 地区防災計画の作成
- 避難行動要支援者個別支援プランの作成

##### 自治会活動が活発なほど災害対応力は強い！

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋などから救出された人の約9割が自力や家族、友人や隣人により救出されました。また、中越沖地震では、普段から自治会活動が活発な地域ほど迅速な安否確認や円滑な避難所運営が行われました。東日本大震災では、地域の絆や人と人とのつながりの大切さが見直されています。日頃から「隣近所と顔の見える関係づくり」が、いざ災害という時に役立ちます。

##### 担当課

地域安全課 消防防災係（☎28-9510） 本庁舎5階

## 「規約」を定め、災害に備えた「活動」を！

市では、自主防災組織の全市拡大に向けて取り組んでいます。必要に応じて各自治会へ組織化にかかる説明にうかがいますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

ここでは、既存の自治会組織を活用して、自主防災組織を立ち上げる場合の例を紹介します。

### 【自治会の役員会などで防災活動の必要性・重要性を確認しましょう】

- 「災害を知る」、「地域を知る」（災害の特徴、地域の被害想定、地域の避難所）

### 【総会で決議】

- 自主防災組織の設立は、参加する住民全員の同意に基づいて行われることが望ましいです。一部の人たちだけでなく、みんなで連携して活動する意識を持つことが大切です。

### 【規約の一部改正・役割分担などを作成しましょう】

- 災害の予防や災害による被害の最小化を図るため、役割分担や防災活動内容を明確にしましょう。
- 自治会の規約を一部改正し、自治会活動として防災活動を位置づけましょう。

### 【自主防災活動の展開】

- 平常時には防災知識の普及啓発、緊急連絡網の整備、避難行動要支援者への対応、避難訓練等の防災訓練などを行います。災害が発生した場合には、情報を収集し住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営協力などの役割を担います。

※日頃から災害が発生した場合を想定した訓練を積み重ねることが大切です。



## 自主防災組織への支援

自主防災組織が自主防災活動を行う際に、消防本部や消防団と連携し、訓練内容の助言をします。また防災資機材の整備、防災学習会の開催に伴う費用の支援をしています。

### 【自主防災組織に対する補助金】

自主防災組織を設立した自治会や地域コミュニティに対して、組織の活動や資機材購入などに要する費用の補助をしています。

(令和8年4月1日現在)

補助対象物品・科目	限度額	補助率・補助期間
緊急告知FMラジオ、スコップ、照明器具、メガホン、ヘルメット、バール、斧、バケツ、ロープ、シート、救急医療セット、ジャッキ、のこぎり、誘導旗、腕章、消火器等	14万円	資機材購入費の3分の2 ※既に限度額まで補助金を利用している自主防災組織でも、継続的に訓練等を実施している自主防災組織には2巡目の補助を実施しています。
謝礼、旅費、研修会参加費、印刷製本費、通信費、消耗品費、使用料及び借り上げ料	2万円	3箇年度（避難所運営委員会に対しては、連続する3箇年度とする。）

### 【自主防災組織等への防災出前講座】

市が行う防災対策の説明や家庭他地域ができる防災対策の説明等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的に防災出前講座を実施しています。

#### ■防災出前講座の主な内容

- 1 新発田市で想定される災害(ハザードマップ)
- 2 災害への備え
- 3 情報伝達・収集手段
- 4 避難行動要支援者の支援
- 5 自主防災組織（立ち上げ、活動）
- 6 その他

#### ■費用負担

講演料や講師の派遣にかかる費用はかかりません。

ただし、会場の使用料等が発生する場合は、申込団体側でご負担いただきます。

#### ■申込み方法

「新発田市防災出前講座申込書」をご記入のうえ、開催希望日の1か月前までに、直接、メール、ファックス又は郵送で、地域安全課へお申し込みください。

## 【新発田市防災協会】

新発田市防災協会は、自主防災組織間の連携と相互協力体制の構築をひとつの目的として活動しています。自主防災組織が相互に連携することにより、単独組織では難しい大規模訓練や研修会に容易に取り組めるほか、組織どうしの情報交換や人的交流も進み、防災意識の向上、防災リーダーの育成、災害時の地域連携につながります。

ぜひ、新発田市防災協会に加盟いただき、「向こう三軒両隣」の精神で、「安心・安全なまちづくり」を目指し、地域防災力の向上に取り組みましょう。

---

## （２） 「防災・減災」を目的とした土のうの配布について

---

「防災・減災」を目的とした土のうの配布を行っています。

浸水被害の軽減など「防災・減災」を目的とし、自治会や自主防災組織単位に土のうの配布を行っています。

### 【配布対象】

- ・自治会又は自主防災組織

### 【配布個数】

- ・原則50個まで（50個以上希望の場合は、要協議）
- ・土のうは、砂を詰めた状態（完成形）の配布となります。

### 【申込方法】

- ・申込書に必要事項を記入し、地域安全課まで提出してください。

### 【申込先】

- ・新発田市役所 5階 地域安全課

### 【配布方法】

- ・土のうが準備でき次第、市が指定する施設まで受け取りにお越しください。

### 【その他】

- ・土のうの作成に一定の時間を要するため、申し込み後すぐにお渡しすることはできません。
- ・配布した土のうについて、市で回収は行いません。

# 申込書

新発田市「土のうの配布」申込書

令和 年 月 日

新発田市地域安全課 様

団 体 名: \_\_\_\_\_

代表者役職氏名: \_\_\_\_\_

連 絡 先: \_\_\_\_\_

当団体は、災害時の備え「防災」を目的とし、下記のとおり「土のう配布」について申し込みたいとします。

記

項 目	内 容
土のう配布希望個数	袋
土のう設置予定箇所	住 所:新発田市 設置位置(設置場所がわかるように記載) ※別添に住宅地図等添付可
土のう受取方法	
土のう受取責任者・連絡先	住所:新発田市 連絡先(電話番号)

申込書提出先  
新発田市地域安全課 【中央町3丁目3番3号 新発田市役所(ヨリネ)】  
TEL 28-9510  
FAX 24-9005

# 記入例

新発田市「土のうの配布」申込書

(記載例)

令和 年 月 日

新発田市地域安全課 様

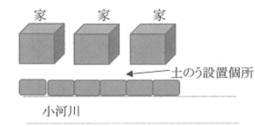
団 体 名: ●●●●自治会

代表者役職氏名: 自治会長 ●●●●

連 絡 先: ●●●-●●●●-●●●●

当団体は、災害時の備え「防災」を目的とし、下記のとおり「土のう配布」について申し込みたいとします。

記

項 目	内 容
土のう配布希望個数	30 袋
土のう設置予定箇所	住 所:新発田市中央町3丁目3番3号 設置位置(設置場所がわかるように記載) ※別添に住宅地図等添付可 
土のう受取方法	軽トラックで受取に行く
土のう受取責任者・連絡先	住所: 連絡先(電話番号) 代表者氏名、連絡先と同じ

申込書提出先  
新発田市地域安全課 【中央町3丁目3番3号 新発田市役所(ヨリネ)5階】  
TEL 28-9510  
FAX 24-9005

担当課

地域安全課 消防防災係 (☎28-9510) 本庁舎5階

## (3) 新発田あんしんメール

### 携帯電話で簡単に登録できます

市では、スマートフォン・携帯電話メールで防災情報、防犯情報、火災情報などをお知らせする「新発田あんしんメール」の配信を行っています。登録は無料です（データ通信料等は利用者負担となります）。ぜひ登録をお願いします。

#### 【登録方法】

下記のメールアドレスに空メールを送信、または右記の二次元コードを読み取りそのまま送信し、返信されるメールに従って登録手続きを行ってください。



<<メールアドレス>>

ri.shibata-city@raidens3.ktaiwork.jp

【二次元コード】

### 関連情報

●LINEでも「新発田あんしんメール」と同様の防災情報が受信できます。

新発田市の公式LINEからも防災に関する情報を配信しています。こちらでも無料で登録できますので、併せて受信登録をお願いします。

#### 【受信登録方法】

LINEアプリご使用の方は右の二次元コードを読み取ると友達追加画面が表示されますので、友達追加後、防災情報の受信登録を行ってください。

※通信に要する費用は利用者負担となります。



担当課

地域安全課 消防防災係（☎28-9510）本庁舎5階

## (4) 自治会長等向け情報配信システム

自治会長や自治会役員に向けて、災害時の情報配信を迅速に行うため、メール（メールアドレスを持っていない方へは自宅電話や携帯電話への自動音声）による配信を行っています。

市民向けあんしんメールとは違い、災害発生時等の自主避難所や指定避難所の開設前の事前情報など自治会向けに発信します。そのため、**各自治会最大3名まで**を上限とし、**あんしんメールとは違う登録の手続きが必要**となり、各自治会から最大3名の連絡先をご報告いただいています。

市では、配信後でも内容を確認できることから、メールによる配信をお勧めしています。

### 【メールでの情報配信登録をした場合】

市から情報配信されるメールアドレスは[shibata-city@raiden3.ktaiwork.jp](mailto:shibata-city@raiden3.ktaiwork.jp)です。

○迷惑メールや着信拒否の設定をされている方は、このアドレス等が受信できるように設定をお願いします。

迷惑メールや着信拒否の詳細な設定方法については、携帯電話等を購入した各ショップにお問合せください。

○メールの受信には、別途データ通信料が発生します（受信者負担）。

### 【電話での情報配信登録をした場合】

市から発信される電話番号は **0570-095-999** です

・あらかじめこの電話番号を「新発田市緊急情報」などという名前で電話帳登録を行うことで迷惑電話との区別が付きます。

※電話（自動音声）の場合、音声でお知らせしますが、自動音声終了後、電話機（携帯電話機）の **#・ボタンを押すことにより受信確認** となります。受信確認がとれない場合、3回まで自動で電話発信されますのでご注意ください。

### 担当課

#### ①緊急連絡先等に関すること

→ 市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

#### ②情報配信システムに関すること

→ 地域安全課 消防防災係（☎28-9510）本庁舎5階

## (5) 災害時の情報伝達と緊急告知FMラジオ

### 災害時の市民への情報伝達

災害が発生した場合は、自治会長などを通じて地域住民の皆さんに情報を伝達する以外にも、広報車やサイレン、「エフエムしばた」のラジオ放送、報道機関による情報伝達を行います。近所にご高齢の方や障がいのある方など避難に支援が必要な方がいる場合は、地域で助けあって早めに避難しましょう。

### 緊急告知FMラジオ

市では、災害時や緊急時に各自治会へ、災害情報の提供や避難指示などを行うため、市内全自治会長及び第2、第3連絡者に「緊急告知FMラジオ」の貸与を行っています。



電源を切っておいても自動的に起動し、災害情報などを放送します。

#### 【放送する主な情報】

- 風水害情報（大雨警報等）
- 地震、津波の情報（緊急地震速報、震度4以上の震度速報、津波警報・注意報）
- 避難準備情報や避難情報など
- その他（市民生活に重大な影響を及ぼす事件・事故が発生した場合）

#### 【緊急告知FMラジオに関する注意事項】

- 試験放送を毎月第1金曜日の午後0時30分頃に行っています。
- 自治会役員または連絡者を交代する際は、緊急告知FMラジオ及び電源コード等一式（箱・説明書など）を整理し、**必ず次の方に引継ぎをお願いします。**
- ラジオ本体は、充電式になっていますので、通常設置時は、必ず電源コードをコンセントに差し込んだままにしておいてください。
- ラジオ本体裏側内に充電電池が入っています。3年に1度交換が必要です。充電電池の交換は、各自治会でご負担をお願いします。

#### 【緊急告知FMラジオの故障・購入】

市から貸与している緊急告知FMラジオの故障は、地域安全課（TEL28-9510）、個人で購入したものの故障、及び個人での購入については、株式会社エフエムしばた（新発田市中央町5-8-47 生涯学習センター2階 TEL23-8800）へお問合せください。

なお、市内のコメリ各店舗でも購入することができます。R8.4現在9,900円（税込）

- コメリパワー新発田店 ●コメリハード&グリーン五十公野店
- コメリハード&グリーン豊浦店 ●コメリハード&グリーン紫雲寺店

担当課

地域安全課 消防防災係（☎28-9510）本庁舎5階

## (6) 「避難行動要支援者名簿」の活用

### 「避難行動要支援者名簿」とは？

市では、災害対策基本法に基づき災害時又はそのおそれのある場合、自力の避難行動が困難な単身高齢者や障がい者等の避難支援または安否確認を目的として、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

#### 【避難行動要支援者名簿登録者】

災害時に自力で避難することが難しく、家族等の支援を得ることができないおそれのある者のうち、次に掲げる方を名簿に登録しています。

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者
- (2) 障がい者
- (3) 要介護認定者
- (4) 指定疾患医療受給者の内、市へ情報提供があった者
- (5) その他支援を必要としている者

### 「避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）」とは？

「避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）」とは、避難行動要支援者名簿登録者で避難支援者等への名簿の提供に同意した方の名簿です。法に基づき市から自治会等へ送付しています。

なお、避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）は、警察署、消防署、民生委員児童委員、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センターにも提供しています。

※災害時又はそのおそれのある場合は提供の同意がなくても避難行動要支援者名簿を提供します。

#### 【注意事項】

- 自治会の役員が交代した際は、必ず名簿の引継ぎをお願いします。
- 名簿は、自治会長に送付していますが、災害に備え、自治会役員・地元自主防災組織役員等で情報共有を行うことや、防災担当・訓練担当役員等が自治会の訓練計画作成に使用することは可能です。ただし、個人情報ですので、保管・管理を徹底し、目的以外に使用しないでください。
- 名簿は、毎年5月頃に更新（差し替え）しますので、その際に古い名簿は必ずご返却ください。名簿を綴るファイルは継続使用をお願いします。

#### 担当課

- ①避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）の送付及び活用に関すること  
→ 地域安全課 消防防災係（☎28-9510）本庁舎5階
- ②避難行動要支援者名簿の登録に関すること  
→ 高齢福祉課 高齢福祉係（☎28-9200）本庁舎2階  
社会福祉課 障がい支援企画係（☎28-9223）本庁舎2階

## 名簿を受け取ったらどうすればよいの？

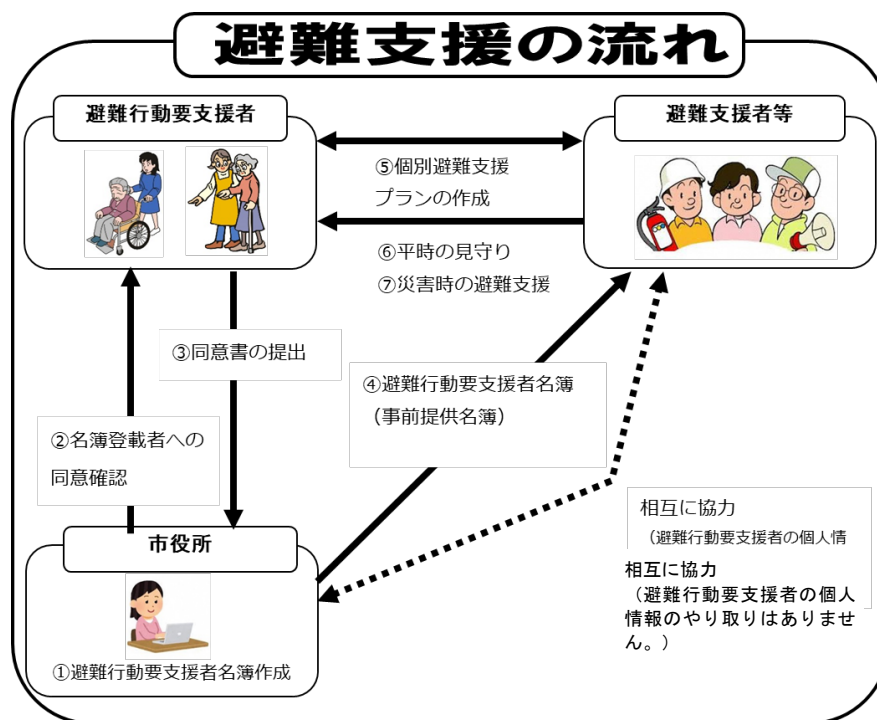
災害時に1人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、避難行動要支援者に対しては災害情報の伝達や避難誘導などの支援が必要です。自治会や自主防災組織等での話し合いを踏まえて、的確かつ迅速に実行性のある支援が行えるよう「個別避難支援プラン」の作成をお願いします。

### 【個別避難支援プラン】

避難支援等を実効性のあるものとするため、避難支援者等の協力を得ながら、地域の特性や実情を踏まえ作成する避難行動要支援者一人ひとりの避難計画です。

### 【避難支援者の役割とは】

- (1) 災害時における災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等
- (2) (1)の活動を円滑に行うため、平時における声かけ、安否確認



### 【注意事項】

- 避難支援者等は、個人情報を漏えいしてはいけません。
- 避難支援者等は、災害が発生した場合は、何よりもご自身やご家族の安全確保を最優先としてください。
- 要支援者は、避難支援者等が全力で助けようとしますが、助けられない可能性もあることを理解してください。

担当課

地域安全課 消防防災係 (☎28-9510) 本庁舎5階

# 【避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）】

※図は部分的に省略しています。

【避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）】				1 / 2 頁		
自治会:9999 ●●●自治会		年齢起算日: 2012/9/9 作成年月日: 2012/9/9				
連番	カナ氏名 氏名	生年月日 年齢 性別	住所	要支援者情報		
				高齢	介護 障がい	その他 備考
1	シバタ ゴロウ 新発田 五郎	大11.1.1 98 男	中央町9丁目9番9号	●		
2	シバタ イチコ 新発田 市子	昭3.7.7 82 女	中央町9丁目9番9号	●		
...						
99	シバタ クロウ 新発田 九郎	昭5.12.8 81 男	中央町9丁目9番9号		●	

この名簿は、後日、市に返却していただくものです。取り扱いには十分ご注意ください。自治会長が交代したときは、必ず引き継いで下さい。



## 【避難行動要支援者名簿を 綴るファイル】

A4サイズ、横書き、青色の用紙

年度

取扱注意

## 避難行動要支援者名簿 （事前提供名簿）

- ①毎年必ず返却していただく書類ですので、大切に保管してください。
- ②外部に情報が漏れないように十分注意してください。
- ③代表者が変更になった場合は、確実に引き継いでください。

地域安全課

## 【避難行動要支援者個別避難例支援プラン（例）】

### 避難行動要支援者 個別避難支援プラン（例）

作成日: 年 月 日

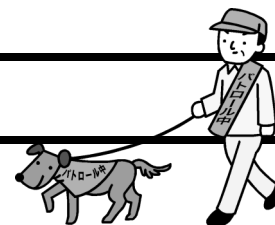
登録番号	作成者
所属自治会名	
区分 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 65歳以上の一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護認定者【要支援・要介護1・2・3・4・5】 <input type="checkbox"/> 障がい者【□身体手帳( 級) □精神手帳( 級) □療育手帳(A・B)】 <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者( ) <input type="checkbox"/> その他( )
住所	新発田市
氏名	性別 男・女
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日 年齢 歳
電話番号	(自宅) - (FAX) - (携帯) - -
家族構成 (本人を含む)	人 ( )
水害時の リスク	<input type="checkbox"/> 浸水深0.2m未満 <input type="checkbox"/> 浸水深0.2m~0.5m未満 <input type="checkbox"/> 浸水深0.5m~1m未満 <input type="checkbox"/> 浸水深1m~2m未満 <input type="checkbox"/> 浸水深2m以上 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域
緊急連絡先	① 氏名 (続柄: ) 住所 電話
	② 氏名 (続柄: ) 住所 電話
避難支援者等	① 氏名 (関係: ) 住所 電話
	② 氏名 (関係: ) 住所 電話
	③ 氏名 (関係: ) 住所 電話
避難先	風水害 ① ②
	地震 ① ②

具体的な支援内容	A	自力で動くことができないため、避難時介助する。
	B	歩行に不安があるため、避難時まで同行する。
	C	自力で動けるが、情報入手・避難情報を伝える。
要支援者への留意事項	情報を伝達する時	(例) 視力・聴力の有無及び程度、筆記用具(筆談)やベルの用意など
	避難誘導をする時	(例) 担架、車椅子、必要な避難用具及びそれらの宅内での配置場所など
	避難時の持出品と保管場所	(例) 生活必需品、常備薬等、宅内での配置場所など
	避難先で配慮すること	(例) 食事の介助が必要、床に座ることは困難であり椅子が必要など
	その他	

関係機関名	電話番号
民生委員・児童委員( )	
消防団( )	
新発田市役所	22-3030
新発田地域広域消防本部	22-1119
新発田警察署	23-0110

※避難行動要支援者個別避難支援プラン(個別避難支援計画)は、避難行動要支援者本人や家族と避難支援者等関係者が話し合いで作成するものであり、本人や家族の了解のもと行います。また、平常時の見守り支援、災害時の安否確認、避難行動等の支援に活用されるものであり、それ以外の用途に使用したり、外部に情報を渡したりすることは禁止します。

## (7) 地域の自主防犯活動



### 自主的な地域防犯活動

新発田市犯罪のない安心・安全のまちづくり条例では、「自らの安全は自ら守る」という自主防犯意識及び地域の安全は地域自ら守るという地域防犯意識を基本とし、自治会等の役割については「地域の実情に応じて、市、市民及び事業者と連携して、安心・安全のまちづくりを推進するよう努めなければならない。」と定められています。

自治会・町内会として地域の安心・安全のため、自主的な防犯活動の取組と、市が行う防犯事業への積極的な協力をお願いします。

### 自主防犯活動への支援

市では、自主防犯活動を実施する団体等に支援を行っています。

市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、地域一体となった市民による防犯活動や自治会等による自主的な防犯活動をより一層推進するため、防犯活動を行う自治会等の団体に対して、必要な支援を行っています。

#### 【地域防犯活動団体に対する補助金】

##### ●防犯活動に必要な物品購入費の補助

補助対象物品	限度額	補助率
ユニフォーム、腕章、防犯のぼり旗、防犯学習教材、帽子、誘導棒、パトロール車用マグネットシート、パトロール用電灯、青色回転灯等。その他自主防犯活動に必要と認める物品	8万円	物品の整備に要する費用の3分の2(千円未満切捨て)

※必要な物品を購入する前に事前協議が必要です。

※すでに補助金の交付を受けた団体でも、前回の補助金の交付を受けてから5年を経過していれば再申請できます。

##### ●防犯カメラ購入費の補助

補助対象物品	限度額	補助率
・カメラの機器購入費及び設置工事費 ・防犯カメラの設置を示す看板設置費 ・その他市長が特に必要であると認める費用 ※保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費等は補助対象外です。 ※補助金交付は当該年度につき1団体1台。 ※公共空間の一部を撮影対象とする防犯カメラとします。	30万円	補助対象経費の2分の1以内(千円未満切捨て)

※交付申請の前に事前協議が必要です。

#### 担当課

地域安全課 防犯交通安全係 (☎28-9510) 本庁舎5階

# 4 環境美化と公衆衛生



## (1) ごみステーション

### ● ごみステーションの設置・変更

家庭ごみを排出するためのごみステーションを設置、変更または廃止する場合は、「ごみステーション設置（変更・廃止）申出書」を収集開始または中止の14日前までに環境衛生課へ提出してください。ごみステーションの設置は、概ね30世帯で1か所としています。設置場所等については、事前に環境衛生課へご相談ください。

### ● ごみ収集ボックスの設置に対する補助金

市では、市内のごみステーションの環境整備を図るとともに、美しく清潔な都市環境の整備を更に促進することを目的に、ごみ収集ボックスの設置に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。設置場所等については、事前に環境衛生課へご相談ください。

#### 【ごみ収集ボックス設置に対する補助金】

補助対象経費	補助率	限度額
ごみ収集ボックス経費（5万円以上）	補助対象経費の2分の1以内	6万円

※ごみ収集ボックスを譲渡、廃棄、移転する場合は、事前にご相談ください。

※収集ボックスに穴が開いたなど、軽微な補修が必要となった場合について、金網、トンなどの補修用の原材料を現物支給しています（概ね1万円まで）。補修が必要な場合はご相談ください。※防鳥網は無料で配布しています。

#### 【ごみ収集ボックスの例】



ごみ収集ボックスの強風対策をお願いします！

強風でごみ収集ボックスが飛ばされ、壊れたり他者に損害を与える事故が発生しています。その場合、修理費用や損害賠償金などを自治会が負担することになりますので、アンカー固定などの対策をお願いします。

#### 担当課

環境衛生課 資源リサイクル係（☎28-9115）本庁舎6階（R8.6.1から）  
本庁舎1階（R8.5.31まで）

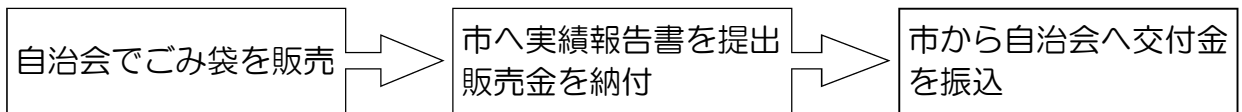
## (2) ごみ袋

### 自治会によるごみ袋の販売

市では、自治会の活動を支援するため、市指定ごみ袋の販売を行う自治会に対して交付金（納付額の15%、1円未満切り捨て）をお支払いしています。

なお、販売するごみ袋について、毎週月曜日正午までに環境衛生課へ申し込みがあった分を、その週の水曜日または木曜日に配送します。窓口での受け渡しの場合は、在庫がない場合がありますので、事前にご連絡ください。

#### 【交付金の支払の流れ】



#### 【交付金の支払日】

次の期間の末日からそれぞれ30日以内を目途に、口座振込によりお支払いします。  
4月1日～6月末日、7月1日～9月末日、10月1日～12月末日、1月1日～3月末日

### 環境美化ボランティア袋の配布

環境美化ボランティア袋は、道路・公園等の公共用地における清掃活動に利用していただくために無料で配布するものです。

申請書を環境衛生課または各支所協働推進係へ提出してください。窓口でボランティア袋をお渡しします。

#### 【使用方法】

清掃活動の際は、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」に分別し回収してください。また、回収したごみについては、個別収集も可能ですが、できるだけごみステーションへの排出をお願いします。

なお、一般家庭のごみ等はこの袋には入れないでください。



#### 担当課

環境衛生課 資源リサイクル係（☎28-9115）本庁舎6階（R8.6.1から）  
本庁舎1階（R8.5.31まで）

### (3) 大クリーン作戦

#### 大クリーン作戦とは？

市では、「新発田市大クリーン作戦実行委員会」を設置し、市内全域（山中及び危険箇所を除く）の環境美化を図るため、自治会などの関係団体と協力して、各種クリーン作戦（一斉清掃活動）を実施しています。

毎年2月頃、全自治会に「大クリーン作戦（お知らせ）」を発送しますので、実施計画書を担当課に提出してください。

#### 【各種クリーン作戦の内容】

種 別	実施日	実 施 内 容 等
①大クリーン作戦 (ごみの回収)	統一実施日 (4月頃) ※統一実施日は設定しますが、実施日は自治会ごとに決定しても構いません。	自治会内の不法投棄や散乱しているごみの回収・清掃、公園等の公共用地の清掃。具体的な活動については各自治会に一任。なお、この日は家庭ごみの収集は行いません。 ※事前に、参加予定人数、活動内容、回収・清掃範囲、集積場所、ボランティア袋の必要数などを記載した「実施計画書」を環境衛生課へ提出してください。
②川をきれいにしましょう (川の清掃)	統一実施日 (7月頃)	対象河川は、新発田川、中曽根川、新井田川及びその支流。 ※事前に、土のう袋の必要枚数、集積場所などを記載した「実施計画書」を維持管理課へ提出してください。
③側溝清掃	自治会に一任	清掃実施日、必要な土のう袋の枚数をお知らせください。また、側溝清掃に必要な蓋上機、鉄棒などを貸し出しています。蓋上機、鉄棒は数に限りがありますので、必要な場合は、事前に維持管理課へご相談ください。

※実施する際には、自治会ごとに、実施内容や集合場所を記載した参加要請チラシを作成するなど、住民への周知をお願いします。

#### 担当課

- ① 環境衛生課 資源リサイクル係 (☎28-9115) 本庁舎6階 (R8.6.1から)  
本庁舎1階 (R8.5.31まで)
- ②③ 維持管理課 管理係 (☎28-7099) 地域整備庁舎2階

### (4) 不法投棄防止・犬等のフン害対策看板の貸与

①不法投棄の未然防止や②犬等のフン害でお困りの方のために、自治会に対して看板を貸与します。看板は個人ではなく、自治会に対する貸与となり、維持管理は自治会で行っていただきます。看板は数に限りがありますので、ご相談ください。

#### 担当課

- 環境衛生課 ①資源リサイクル係 (☎28-9115)  
②生活環境係 (☎28-9120)  
本庁舎6階 (R8.6.1から) 本庁舎1階 (R8.5.31まで)

## (5) 市道・防犯灯の維持管理

### 市道の穴や陥没を見つけたら、ご連絡ください

市道に空いた穴や陥没等を見つけたら、維持管理課へお知らせください。



### 壊れている防犯灯や球切れを見かけたら、ご連絡ください

防犯灯の異常を見つけたら、その電柱番号と目印となる建物などを下記担当者または維持管理課へお知らせください。

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

上記について、住民投稿システム「パトロールしばた」を使って、インターネット経由でお知らせいただくこともできます。

投稿に当たっては、事前にユーザー登録が必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。「パトロールしばた」と検索、または左記の二次元コードを読み取ってください。



二次元コード ▶

担当区域	担当者	電話
本町、諏訪町、豊町、東新町、新富町3丁目、五十公野地区（金谷を除く）、松浦地区、米倉地区、赤谷地区	(有) 相馬電機	23-1854
中央町、大栄町、大手町、緑町、城北町、西園町、御幸町、新富町1・2丁目、中曽根町、舟入町、中曽根、舟入、西宮内、弓越、富塚町、住吉町、新栄町	(株) ミツル電工	26-1100
中田町、小舟町、小舟渡、富塚、島潟、板敷、中谷内、西名柄、長畑、桑ノ口、道賀、奥山新保、佐々木、曾根、上中沢、則清、則清新田、日渡	(株) 大豊電気	24-5251
五十公野地区の金谷、川東地区、菅谷地区、加治地区	(有) 渋谷電設	29-2032
豊浦地区、上端、竹園、下興野、飯島新田、太田新田、飯島甲、飯島乙、北蓑口、西蓑口、鳥穴、砂山	(有) 本田電気	24-3433
紫雲寺地区	(有) ひかり電工	24-0374
加治川地区	(株) 五十嵐電気	33-2611

防犯灯の設置を希望される場合は、設置を希望する電力柱等の位置図を付けた要望書などを維持管理課まで提出してください。

### 担当課

維持管理課 道路係（☎28-7099）地域整備庁舎2階

## (6) 道路側溝清掃の補助金

### 側溝の蓋を持ち上げる道具の購入にも活用できます

市では、自治会等が自主的に行う道路側溝の清掃に、補助金を交付しています。実施する場合は、必ず事前に維持管理課へご相談ください。

#### 【道路側溝の清掃に対する補助金】

対象となる道路側溝	対象となる経費	補助金額 ※いずれも千円未満切り捨て
主として市道及び一般交通に利用している市道に準ずる道路の側溝で、幅30cm以下のもの。	①道路側溝内の堆積汚泥等を高圧洗浄車及び強力吸引車により清掃する経費のうち、汚泥運搬に要する経費	清掃1mにつき300円 上限額：30万円 延長：1,000m以内 同じ側溝は2年間は期間を置く。
	②簡便式蓋上機の購入経費 (1自治会につき2台まで)	2分の1の額 (上限25,000円)

#### 担当課

維持管理課 管理係 (☎28-7099) 地域整備庁舎2階

## (7) 衛生害虫駆除

### 薬剤のあっせん、散布機の貸出し

市では、自治会に対して衛生害虫（やぶ蚊、ハエなど）の駆除に必要な薬剤をあっせんしています。

また、自治会長宛に水性煙霧剤用の散布機の貸出しを無料で行っています。

あっせんで希望される方は、下記担当課までお問い合わせください。

受付期間：毎年4月1日～5月15日（その他期間は、ご相談ください。）

#### 担当課

環境衛生課 生活環境係 (☎28-9120)  
本庁舎6階 (R8.6.1から) 本庁舎1階 (R8.5.31まで)

## (8) 雑草や樹木の繁茂について

### ● 土地の適正な維持管理は、所有者または管理者の義務です

新発田市環境美化推進条例等の法令により、土地や空き地の適正な維持管理は、所有者または管理者が行うこととなっています。所有者または管理者と連絡がつかない場合や適正な維持管理をお願いしても不良状態が続く場合で、不良状態が道路、水路などの周辺公共物へ影響を及ぼしている時は、市へご相談ください。

現地を確認し、必要に応じて所有者等へ適正な管理をお願いしています。ただし、管理不全な状態が解消されるまでに時間を要する場合や、管理不全な状態が解消されない場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

#### 担当課

環境衛生課 生活環境係 (☎28-9120)  
本庁舎6階 (R8.6.1から) 本庁舎1階 (R8.5.31まで)

## (9) 新発田市廃棄物減量等推進員

### ● 自治会長に推薦をお願いしています

市では、市民及び事業者等の一般廃棄物の処理や清掃業務を適正かつ円滑に推進するため、自治会長からの推薦により、廃棄物減量等推進員を委嘱しています。

また、意識の高揚を図るため、2期4年を単位として連続して活動された方のうち、活動実績が顕著で、他の模範となる方への表彰も行っています。

#### 【廃棄物減量等推進員】

要件	①当該自治会区域又は地区に居住する20歳以上の者 ②一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有し、市の施策に積極的に協力する者 ③地域の自治会において、廃棄物減量化及び環境美化等の活動で指導的立場にあり、かつ、住民に積極的な指導を行える者 ※概ね50世帯につき1人を目安として推薦いただいています。
任期	2年（再任は妨げません）
業務	一般廃棄物の減量や清掃業務等に関する市の施策への協力などの活動を行います。

#### 担当課

環境衛生課 資源リサイクル係 (☎28-9115)  
本庁舎6階 (R8.6.1から) 本庁舎1階 (R8.5.31まで)

## (10) 管理不全な空家等対策

### ○管理不全な空家等の増加

少子高齢化、核家族化等による単身世帯化の増加、経済的問題等、様々な事情から、空き家が増加しています。その中で、適切に管理が行われていない空家等は、老朽化による倒壊や建築資材の飛散、不審者の侵入や放火のおそれ、草木の繁茂等による生活環境への悪影響など、周辺住民に大きな不安や迷惑を与えています。

### ○管理不全な空家等に対する取組

国でも、適切に管理されていない空家等が防災・防犯・環境衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が急務となっていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を定め、平成27年5月に完全施行されました。

市では、この特別措置法に基づいて「新発田市空家等の適切な管理に関する条例」を定め、空家対策の基本方針や、具体的な取組を定めた『新発田市空家等対策計画』を策定して、空家等対策に取り組んでいます。地域でも声を掛け合いながら空き家の発生予防、適切な管理の取組にご協力ください。

### 空家等をお持ちの方は・・・

#### 空家等の管理は所有者等の責任です。

家は人が住まなくなると老朽化の進行が早くなります。また、管理不全な状態は周辺の住民や通行人に迷惑をかける場合があります。

管理が行き届いていない空家等が放置された結果、事故が発生し、他人に損害を与えた場合は、空家等の所有者等が責任を負わなければなりません。万が一の場合にそなえ、地域の人や近隣の知り合いにも連絡先を伝えておくことと迅速な対応につながります。

### 管理不全な空家等でお困りの場合は・・・

管理不全な状態の空家等にお困りの場合は、下記担当課へご相談ください。

現地を確認し、必要に応じて、管理不全な状態が解消されるよう所有者等へ適正管理をお願いしています。

なお、案件によっては、管理不全な状態が解消されるまでに時間を要する場合等がありますのでご理解をお願いします。



### 情報提供のお願い

空き家の現況を迅速に把握するため、所有者の連絡先や地域の空き家の実態について情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 担当課

建築課 空家・住宅対策係 (☎26-3557) 地域整備庁舎2階

## (1 1) 空き家バンク

### 地域に眠っている空き家を有効活用しませんか？

空き家を有効活用し、移住定住の促進につなげるため「空き家バンク事業」を行っています。この事業は、空き家を売りたいとお考えの方に市の「空き家バンク」に登録していただき、その情報を広く市のホームページ等で公開し、売買につなげるものです。空き家を売りたいとお考えの方は、ぜひ一度ご相談ください。

また、皆さんの地域に眠っている空き家がありましたら、所有または管理をされている方に「空き家バンク事業」をご紹介いただくようお願いいたします。

なお、空き家バンクの売却者、購入者には、以下の補助金があります。

売却者・・・家財道具等処分にかかる経費の一部を補助します。

(対象経費の2/3以内 上限額10万円)

購入者・・・売買契約成立後にお祝金を進呈します。

詳細はこちら▶

(市外からの転入者の場合10万円、市内在住者の場合5万



#### 担当課

建築課 空家・住宅対策係 (☎26-3557) 地域整備庁舎2階

## (1 2) 鳥獣害総合窓口について

### 鳥獣害に関する総合窓口を設けています

鳥獣害に関するお問合せは、農林水産課までご連絡ください。

内容に応じた被害対策のお手伝いをいたします。

お気軽にご相談ください。

※ツキノワグマ対策については、34ページをご覧ください。



#### 担当課

農林水産課 里山保全係 (☎33-3108) 加治川庁舎1階

## ツキノワグマにご注意を！

近年、ツキノワグマの市街地や民家敷地内などへの出没が増加しております。加えて、人身被害も民家敷地内などで発生しており、ツキノワグマが人の生活圏に侵入しつつあります。

鈴やラジオなど音の鳴るものを身に着けたり、生ゴミや不要な農作物を放置しないなど、「ツキノワグマに出会わない」、「ツキノワグマを寄せ付けない」対策をお願いします。

また、自治会が行うツキノワグマ対策について、以下の補助がありますので、ご活用ください。

### ○緩衝帯整備補助

…ツキノワグマの隠れ家となる、ヤブの刈り払いや雑木の伐採などに係る費用を補助

・対象経費：日当、資機材購入費、燃料費、業者委託費 など

・補助上限：

要した費用の2/3又は10万円のどちらか低い金額

### ○放任果樹伐採補助

…ツキノワグマのエサとなる、食べないカキや栗などの放任果樹の伐採に係る費用を補助

・対象経費：日当、資機材購入費、燃料費、業者委託費 など

・補助上限：

要した費用の2/3又は7万円のどちらか低い金額

○補助対象：自治会（両補助とも）

○申請期限：6月中旬（両補助とも）

○5月に自治会長様へ事業の詳細などを送付済みですのでそちらもご確認ください。

### 担当課

【ツキノワグマ対策について】

農林水産課 里山保全係 33-3108 加治川庁舎1階

【ツキノワグマを目撃した場合】

新発田警察署 23-0110

新発田市役所 22-3030



# 5 健康・福祉

## (1) 民生委員・児童委員

### 誰もが安心して生活できる地域づくりのお手伝いをします

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域の福祉を担うボランティアです。誰もが安心して生活できる地域づくりのために次のような活動をしています。

また、主任児童委員は、地区の民生委員・児童委員と協力して、児童福祉に関することを専門的に担当します。

#### 1 地域住民からの相談への対応

高齢者や障がい者、子育て世帯など、地域住民からの生活上のさまざまな相談に応じ、その内容に応じて行政による支援につないだり、適切な福祉サービスを紹介したりして、問題解決に協力しています。

#### 2 子どもたちの安全を守るための活動

子どもたちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないよう、登下校時の見守りや声かけなどを行っています。

#### 3 高齢者世帯等の訪問、見守り

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等を訪問し、相談にのるなど見守り役となっています。

#### 4 行政からの要請に基づく調査協力

市からの要請に基づく高齢者現況調査をはじめ、市等が行う住民への福祉サービスにかかわる業務への協力を行っています。

※ 民生委員・児童委員及び主任児童委員につきましては、自治会・町内会長さんから候補者の推薦や情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

担当課

社会福祉課 庶務住宅係 (☎28-9220) 本庁舎2階

## (2) 生活に困っている方の支援について

仕事や生活のことについてお気軽にご相談ください。

社会福祉課生活支援係では、就労や病気、障がい、多重債務、ひきこもりなど様々な課題で生活に困っている方の相談をお受けしています。

相談に来られた方の状況を丁寧にお聞きし、一人一人にあった支援プランを作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行っています。

仕事や生活のことでお困りの方は、ぜひ相談にお越しください。また、お近くにお困りの方がいましたら、ぜひ情報をお寄せください。

市や市社会福祉協議会では下記の事業を実施していますので、詳しくはお問い合わせください。



### ・住まいに関するもの

#### 【住居確保給付金】

離職や休業等により収入が減少し、住居を失った又は住居を失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を給付し、就職活動を支援します。また、同一世帯の方の死亡、離職、休業等で世帯収入が著しく減少して住居を失った又は、住居を失うおそれのある方に対して転居費用相当分を給付し、家計の改善を支援します。

### ・仕事や社会参加に関するもの

#### 【い〜ばしょしばた】

家以外の場所で過ごしたい、外に出ることに慣れたいが行き場所がない方に対して、自由に過ごすことが出来る場所を提供します。悩み事や不安の相談もお聞きします。

#### 【就労準備支援事業】（市社会福祉協議会）

「長い間仕事をしていないため、働くことに自信がない」など、すぐに働くことに不安がある方に対して、日常生活のリズム作りや、ボランティア活動などによる社会参加の段階から、働くことへの準備を支援します。

#### 【若者＋交流会】（市社会福祉協議会）

コミュニケーションを取ることが苦手など、生きづらさを抱えた若者が気軽に集える居場所を開催しています。

#### 【家族会】（新発田市・市社会福祉協議会）

ひきこもりなどの生きづらさを抱えた若者のご家族が交流したり、情報共有したりできる場を開催しています。

担当課

社会福祉課 生活支援係（☎28-9221）本庁舎2階

### (3) 地域包括支援センター

#### 地域包括支援センターを活用しましょう！

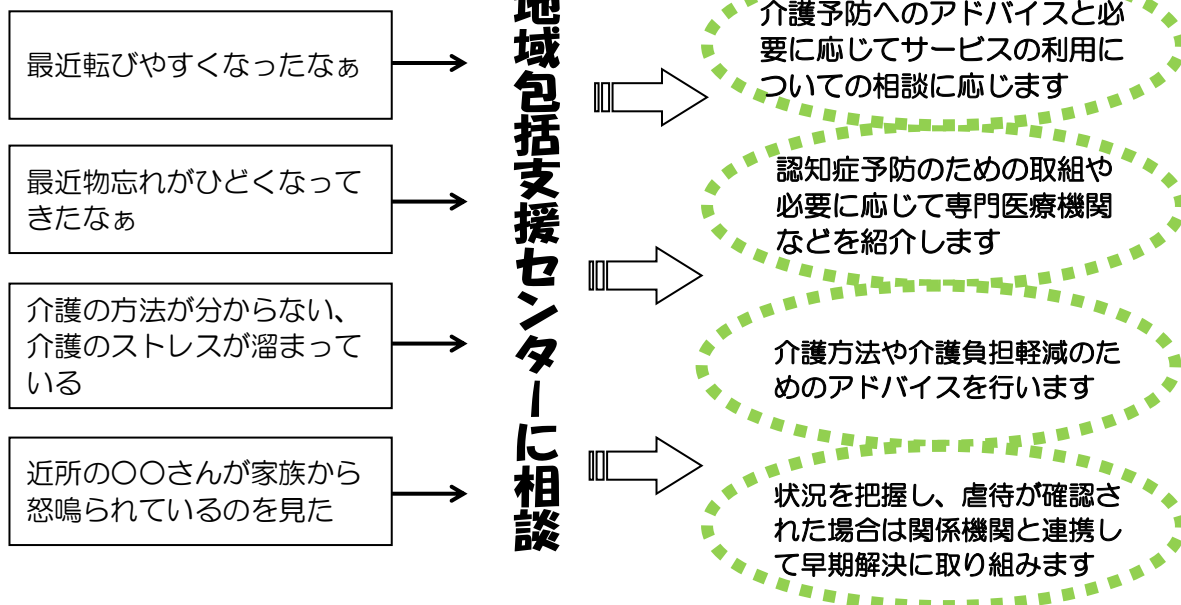
「地域包括支援センター」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護や健康、医療などさまざまな相談に応じる、地域で暮らす高齢者のための総合相談窓口です。

地域包括支援センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、認知症地域支援推進員がおり、それぞれの専門性を活かしながら、互いに連携して支援を行っています。

高齢者に関する困りごとや悩み、分からないこと、知りたいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

名称	担当する地域	電話番号	所在地
<b>中央</b> 地域包括支援センター	外ヶ輪小学校区、猿橋小学校区	26-2400	本町4-16-83 《新発田市ボランティアセンター内》
<b>東</b> 地域包括支援センター	二葉小学校区、東中学校区の五十公野地区、川東中学校区、七葉中学校区	31-2001	菅谷3345-1 《ヒルトップくしがた内》
<b>西</b> 地域包括支援センター	東中学校区の松浦地区・米倉地区・赤谷地区、佐々木中学校区、豊浦中学校区	28-7447	荒町甲1611-8 《新発田リハビリテーション病院内》
<b>南</b> 地域包括支援センター	御免町小学校区、住吉小学校区、東豊小学校区	28-0112	諏訪町1-10-38 《コンフィ陽だまり苑内》
<b>北</b> 地域包括支援センター	紫雲寺中学校区、加治川中学校区	41-4646	真野原外3331-2 《特別養護老人ホームしゅんじ内》

例えば…



## (4) めざせ100彩！

### 市民の健康づくりを推進します

市では、令和8年3月に「新発田市健康づくり計画（第3次）」を策定しました。

「生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進」などの基本方針に基づき、市民一人ひとりが、いくつになっても自分らしく彩りのある暮らしを送ることができるように、

「めざせ100<sup>さい</sup>彩」をスローガンに、「健康的な食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」を三本柱として健康づくりを推進しています。

市内各地域では、健康づくりの取組を地域で支え合っていくため、地区担当保健師と連携して保健自治会が健康教室や健康相談を開催し、食生活改善推進委員が適塩講座を開催するなど、地域の実情にあわせた健康づくり事業を実施しています。

#### 担当課

健康推進課 本庁舎2階

健康教室・健康相談に関すること：地域保健第1係、地域保健第2係  
(☎28-9213)

健康づくり事業に関すること：めざせ100彩推進係  
(☎28-9214)



## (5) ときめき週1クラブ

### 地域の元気づくりははじめませんか

#### 週1回地域で集まり楽しく体操する「ときめき週1クラブ」の立ち上げの支援をします

住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと生きがいを持って暮らし続けることができるように、介護予防につながる住民主体の取組を進めるなど、地域で支え合う体制づくりへの支援を行います。

その一つとして、容易に通える範囲（自治会単位）に地域の方々が集まり、「しばた・ときめき体操」等の体操を取り入れた週1回の通いの場を、地域が主体となって運営できるよう支援を行います。

立ち上げ後は「ときめき週1クラブ」として活動していただきます。継続運営にあたり「忘れん・転ばんサポーター」の派遣や介護予防講話などの支援を行います。

○活動支援として補助金を交付しています。

※詳しくは担当課までお問合せください。

○新発田市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン事業」と連携して取組をすすめています。

## 立ち上げの流れ

まずは、体験  
してみましょう

### 立ち上げ支援期間

- ・65歳以上の方を5名以上含む団体
- ・1回約60分の運動
- ・参加者が自分たちで運動できるよう指導します。
- ・市が地域の公会堂等に出向きます。

いよいよ自分たちで  
やってみましょう♪

### ときめき週1クラブ（週1回）

地域が主体となって、  
みんなで集まり、楽しく運動！



#### ときめき週1クラブを継続運営するために

みなさんにお願ひすること	市が支援すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の借り上げ</li> <li>・鍵の開け閉め</li> <li>・地域のみなさんへの声かけ</li> <li>・当日の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力測定（効果の確認）</li> <li>・運営上の相談窓口</li> <li>・続けて行うことのできる体操の提供と支援（年数回）</li> </ul>
等	等

すでに取り組んでいる地域の参加者の声を聞いてみると・・・



みんなで笑いながら体を動かすのは楽しいです。

家でひとりではやらない動きも、みんなと一緒にだからできる！

一人でやるより効果大！

地域で「週1で運動する通いの場」をつくりたい方はぜひご相談ください。

運動を継続すると・・・

体を週1回以上定期的に動かして、筋力を維持・向上させることで、運動機能の維持・向上につながります。一人では長続きしづらいものですが、地域の仲間と一緒にだと楽しく継続できます。

さらにいいことが・・・

見守り・声かけなど地域のつながりが深まります。



## 担当課

高齢福祉課 長寿支援係（☎28-9202）本庁舎2階

# 「ときめき週1クラブ」の活動を充実させていきましょう

## ○「ときめき週1クラブ」の活動の支援をお願いします

平成28年度から「ときめき週1クラブ」の立ち上げをすすめてきました。

自治会長の皆様のご理解ご協力のおかげで、各地域に「ときめき週1クラブ」が立ち上がっています。

活動をとおして、参加者は、痛みが軽減したり体が動かしやすくなったりするなど、運動の効果を感じているようです。また、週1回集まることで、情報交換や気軽な会話ができ、地域の交流の場にもなっています。

身近な公会堂等が会場ということから、声をかけ合って集まったり、お互いの見守りにもなるなど、支えあいの地域づくり活動につながっています。

つきましては、「ときめき週1クラブ」が、さらに地域に根づき、誰もが参加できるよう自治会からも周知などの支援をお願いします。

「ときめき週1クラブ」の活動にあたり、気づいたことなどありましたら、いつでも担当まで連絡をください。

## しばた・ときめき体操の効果

新潟医療福祉大学健康スポーツ学科 佐藤大輔教授の 平成29年度検証から

月3回以上体操をした人は

- 膝の筋力が強くなる。
- 動いているときのバランスが良くなる。
- 反応時間が速くなる。

転倒予防につながる。  
認知症予防につながる。



新生しばた記念事業～笑顔キラキラ、地域いきいき～  
「しばた・ときめき体操」

PLAY

ケガ予防！！

運動前の動的ストレッチング

姿勢シャキッと！  
体幹トレーニング

筋肉ハツラツ！！  
チューブトレーニング

幸せいっぱい！！

アスパラ体操(インストラクション)

幸せいっぱい！！  
アスパラ体操

疲れを残さない！  
運動後の静的ストレッチング

担当課

高齢福祉課 長寿支援係 (☎28-9202) 本庁舎2階

## (6) 地域のささえあいや認知症に関する出張講座

新発田市では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ささえあいの地域づくりをすすめるために、下記の出張講座を開催しています。自治会行事等と併せて開催することも可能ですので、まずはお気軽にお問い合わせください。

- 【対象】 どなたでも参加可能
- 【開催単位】 自治会や地域の集まりなど
- 【会場】 集会所やご自宅など、どこへでもお伺いします
- 【その他】 講座の時間については応相談。開催費用は無料です。

### ● おたがいさま講座

地域の助け合いの大切さについて学びましょう



「ご近所同士の助け合いは大事だ」  
「助け合いのある地域づくりを進めたいけど、どうしたらよいのか」と日頃から感じられておられる自治会長さんも多いのではないのでしょうか。そのためには、まず、地域のみなさんに助け合いの大切さに気付いてもらうことが必要です。

誰もがお互いへの関心を持ち、助け合いやささえあいについて考えるきっかけづくりとして、楽しく学べる講座をご活用ください。

#### 【内容】

講義やチェックリスト等を取り入れた60分程度の講座

### ● 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく知り、みんなで支えあおう



高齢者の5人に1人は認知症になると推計されており、決して他人事ではありません。

認知症について正しく理解し、ちょっとした手助けができるサポーターが増えることで、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

認知症になっても、ともに支える地域を作るため、皆さんで認知症について学んでみませんか。

#### 【内容】

認知症の基本を学ぶ60～90分程度の講座



#### ★ 申し込みの流れ ★

##### ①電話で連絡

日時 場所 参加予定人数 開催希望講座名  
を教えてください。

##### ②打ち合わせ

講座の進め方のご希望についてお聞かせください。

### 担当課

高齢福祉課 長寿支援係 (☎28-9202) 本庁舎2階

## (7) 社会福祉協議会

新発田市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、市民相互の支え合いを基本としたボランティア活動の推進や在宅福祉サービスの充実、安心・安全な子育て、生きづらさを抱える若者の社会参加のきっかけづくり等について、様々な関係機関や団体と連携を図りながら積極的に地域福祉を推進しています。

### 新発田市社会福祉協議会イメージキャラクター 『ほのほのふくし一家』



### “彩りある暮らしを助太刀します！” 助太刀事業の内容

日常生活の困りごとに対して、長年の経験と実績をもとに専門的な知見を持った職員が47メニューで暮らしをサポートします。

例) 冬場のゴミ出しが大変・・・  
買い物や通院が一人だと心配・・・  
看護師や福祉に詳しい人に自宅へ来てほしい・・・



▲ホームページはこちら

#### 【一部メニュー】

メニュー	金額
介護認定等に関するご相談（随時）	無料
デイサービスセンターなどの利用に関するご相談（随時）	無料
成年後見制度に関するご相談（随時）	無料
大切な書類や印鑑等のお預かりサービス（1か月）	1,500円
通院同行、手続き同行（1回あたり 1時間につき）	2,000円
話し相手や送付書類等の整理のお手伝い（月1回 1時間程度）	2,000円
ゴミ出し(週2回 1か月) 要・他サービスと併用利用のみ ※	3,500円
看護師による訪問健康チェック（月1回 1時間程度）	2,000円
食料品、日用品購入同行（1時間半程度 月1回）	2,000円

※ゴミ出しに関するメニューは、提携企業によるサービス提供となります。

※上記以外のメニューもありますので、詳しくは、新発田市社会福祉協議会（23-1000）までお気軽にお問合せください。

## ふれあい・いきいきサロン事業の内容

健康の維持・閉じこもり防止・生きがいつくりを目的とした、地域の方ならだれでも立ち寄れる集いの場づくり「ふれあい・いきいきサロン事業」を支援しています。

地域の方が、茶話会や学習会、健康体操などを楽しみながら、より地域のつながりを深めることにより、住みなれた地域の中で支え合い、安心して楽しく暮らせるよう支援します。

サロンは地域の皆さんが自発的・自主的に運営しており、活動場所や内容、活動日時等もサロンにより様々です。

### ◇ふれあい・いきいきサロン事業の効果

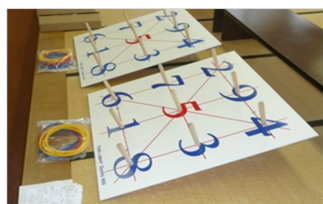
地域の皆さんが気軽に誘い合って参加し、会話を楽しんだり、情報交換をしたり、楽しい時間を過ごすことで、生きがいつくりや閉じこもりの防止、健康維持、介護予防などにつながります。

### 【活動支援の内容】

①サロンに関するご相談への対応	立ち上げ時など、各相談に応じます
②ボランティア及び講師の派遣	健康講話、昔語り、マジック、民謡など様々なボランティア講師を派遣します
③レクリエーション用具の貸出	わなげ、スカットボール、カラオケなど様々な用具を無料で貸し出します (申請・貸出・返却は高齢者福祉センター金蘭荘になります)
④活動費の助成	実施計画や実績に応じて、活動費を助成します
⑤傷害保険の加入	希望されたサロンの活動に対して保険の加入手続きを行います

貸出するレクリエーション用具の例

わなげ ▶



スカットボール ▶



※レクリエーション用具は、上記以外のメニューもあります。

### 社会福祉法人新発田市社会福祉協議会

新発田市本町4丁目16番83号新発田市ボランティアセンター内

(☎23-1000 FAX 26-3300)

レクリエーション用具のお問い合わせ

高齢者福祉センター金蘭荘 新発田市五十公野4475-3 (☎22-8741)

## (8) 新発田市共同募金委員会

### 「地域支え合い活動支援事業」公募型助成（共同募金事業）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進すること及び先駆的・開拓的な住民参加型事業を応援することを目的に、公募型による助成を行います。

#### 【対象団体】

新発田市内で地域住民を対象に自主的・自発的に進める地域福祉活動を行う組織等で、共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進する団体とする。

※自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人など、地域福祉活動を行う民間の団体 等

#### 【対象事業】

公的補助金や他の財源（民間補助金及び助成金）でまかなうことができない下記の事業を対象とする。

- ①安心・安全な地域づくり事業  
（例：防犯及び見守り活動、防災マップ作成、健全育成に関すること等）
- ②日常的な支援を必要とする方々への生活支援事業  
（例：買物、ゴミ出し、除雪等）
- ③地域活動支援事業  
（例：ボランティア育成事業、地域ネットワーク事業、地域課題の解決を目的とした事業等）
- ④その他、①～③の対象以外で上記の目的を達成する事業

#### 【助成額】

- ①助成金額は15万円を上限とする。
- ②総事業費の1割の自己資金を必要とする。（千円未満切捨とする）
- ③対象とならない経費（人件費、会議並びに研修会の飲食代が主体となるもの）
- ④審査等により減額や助成しない場合もある。

#### 【申請時期】

11月中旬から12月末（令和9年度助成）

事業の詳細については11月発行号の広報誌「社協だより」に掲載します。

また、ホームページにも詳細や様式を掲載予定です。

#### 【申請方法】

◇申請書、必要添付書類を新発田市共同募金委員会（新発田市ボランティアセンター内）に提出ください。

### 新発田市共同募金委員会

新発田市本町4丁目16番83号新発田市ボランティアセンター内  
☎23-1000 FAX 26-3300

## (9) 地域づくり支援センター

地域活動で困ったなと思ったら、まずはご相談ください。

平成29年10月に開所した「新発田市地域づくり支援センター」は、自治会、ボランティア団体、NPO、学校、企業など、地域づくりに関する困りごとを一緒に考える、総合相談窓口です。皆さんの「困った」を一緒に考え、各種団体の垣根を越えて団体・個人・制度へ繋ぎ、課題解決のお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

### ●地域づくり支援センター 本部

本庁舎6階市民まちづくり支援課内

- ・開館時間 AM9:00～PM5:00
- ・休館日 土日祝日、年末年始
- ・電話 28-7164
- ・FAX 28-9670
- ・メール machizukuri@city.shibata.lg.jp

### ●地域づくり支援センター サテライト

住吉コミュニティセンター内

- ・開館時間 AM9:00～PM5:00
- ・休館日 土日祝日、年末年始
- ・電話 070-4483-7936



## 協力・連携して新発田を元気にする活動を応援します！

地域団体等（自治会・学校・ボランティア団体・NPO法人・企業など）が連携・協力して相互に課題の解決を図ることで地域の活性化を目指す事業に対して助成を行います。

【対象団体】新発田市内の地域団体等（自治会・学校・ボランティア団体・NPO法人・企業など）で自主的・自発的に支えあいの活動を行う組織・団体等

【対象事業】地域団体等が他の団体等と連携・協力して課題解決を行う事業（既存の事業をそのまま継続、運営するためのものは対象外となります）

【助成額】事業に必要な経費（上限あり。詳しくはお問い合わせください）

【申請先・お問い合わせ】新発田市地域づくり支援センター ☎28-7164

### 担当課

市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

# 6 そのほかの事業や制度



## (1) そのほかの事業

### まちづくり出前講座

市職員が皆さんのところへ出向き、市の取組や暮らしに役立つ情報、身近な問題などを分かりやすく説明します。悪質商法から身を守るための方法や高齢者福祉サービス、新発田の文化財の紹介など、さまざまな講座メニューがあります。

市内に在住、在勤または在学する中学生以上のグループ（5人以上）が対象です。料金は無料で、時間は60～90分程度です。

詳しくは、みらい創造課へお問い合わせください。

#### 担当課

みらい創造課 シティプロモーション室（☎28-9532） 本庁舎5階

### 新発田市文化団体連合会「体験・鑑賞出前プログラム」

様々な文化団体が加盟している文化団体連合会が文化芸術の魅力を皆様に出前講座としてお届けします。

#### ●出前メニュー

茶道、華道、書道、能楽などの伝統文化体験、ポップスコンサート、民謡コンサート、マジックショー、昔語りなどの鑑賞会に加え、絵画や彫刻・写真などの美術体験教室、歴史講話など39のメニューを取り揃えています。

#### ●ご利用対象

新発田市に在住、在勤・通学する5人以上のグループであれば、どなたでもご利用できます。

自治会、老人クラブ、子ども会などでぜひご利用ください。

#### ●利用料金

講師や演者への謝礼は、1団体につき年間1回まで無料です。

詳しいプログラムの内容が掲載された冊子をご用意しております。

ご希望の方はお問い合わせください。

詳しくはこちら（市ホームページ） ⇒



#### 新発田市文化団体連合会

事務局（新発田市民文化会館内） 新発田市中心4丁目11番7号  
（☎26-1576 FAX 26-2500）

## (2) 活躍が顕著な市民を表彰します

### 市民表彰

市では、市政の進展、産業の振興、文化の向上、福祉の増進などに尽力し、その功績が著しい方、市民の模範となるべき活動をした方を表彰しています。

詳しくは、総務課へお問い合わせください。

### まちづくり善行賞

市では、市民の模範となる善行によって、地域社会に顕著な貢献をした方へまちづくり善行賞を贈呈しています。積極的な推薦をお願いします。

詳しくは、市民まちづくり支援課へお問い合わせください。

#### 担当課

市民表彰：総務課 秘書係（☎22-3030 内線1505～1507）本庁舎5階

まちづくり善行賞：市民まちづくり支援課

市民まちづくり支援係（☎28-9640）本庁舎6階

## (3) 各選挙での投票管理者・投票立会人の推薦

### 自治会長に推薦をお願いしています。

市選挙管理委員会では、各種選挙の執行にあたり、選挙権を有する方の中から投票所ごとに投票管理者1名、投票立会人2名を選任しています。

投票管理者と投票立会人は、各投票区の公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な役割があることから、各投票区の自治会長にご推薦をお願いしています。（投票所によっては、複数自治会で持ち回りしている場合もございます。）

なお、投票管理者と投票立会人については、地域の実情により交替制を選択することが可能です。

選挙実施前に選挙管理委員会から推薦の依頼文書をお送りしますので、ご協力をお願いします。

#### 担当課

選挙管理委員会事務局

選挙係（☎22-9621）市役所別館2階



## (4) コミュニティセンターのご紹介

### サークル活動や各種集會に、ご利用ください

コミュニティセンターは、住民の皆さんがコミュニティ活動や生涯学習等を自主的に推進する場所として設立された施設です。現在市内には下記の10か所のコミュニティセンターがあります。ぜひお気軽にご利用ください。

コミュニティセンター	住所	電話番号
住吉コミュニティセンター	住吉町5-4-25	26-7060
五十公野コミュニティセンター	五十公野4930-1	26-8139
佐々木コミュニティセンター	則清956-1	27-6627
御幸町ふれあいコミュニティセンター	御幸町3-11-9	26-5276
東豊コミュニティ防災センター	豊町4-8-30	22-8586
猿橋コミュニティセンター	住吉町1-7-17	20-5361
菅谷コミュニティセンター	菅谷3350	29-2002
加治川コミュニティセンター	下小中山1107	33-2130
七葉コミュニティセンター	三日市862	24-0778
川東コミュニティセンター	下羽津1908	25-2025



### 公共施設予約システムで空き状況が確認できます

上記のコミュニティセンターのうち、五十公野・菅谷・加治川・七葉コミュニティセンターについては、インターネット上から閲覧する公共施設予約システムで、各部屋の空き状況を確認することができます。施設利用の際にお役立てください。

二次元コード ▶



#### 担当課

市民まちづくり支援課 市民まちづくり支援係 (☎28-9640) 本庁舎6階

---

メモ

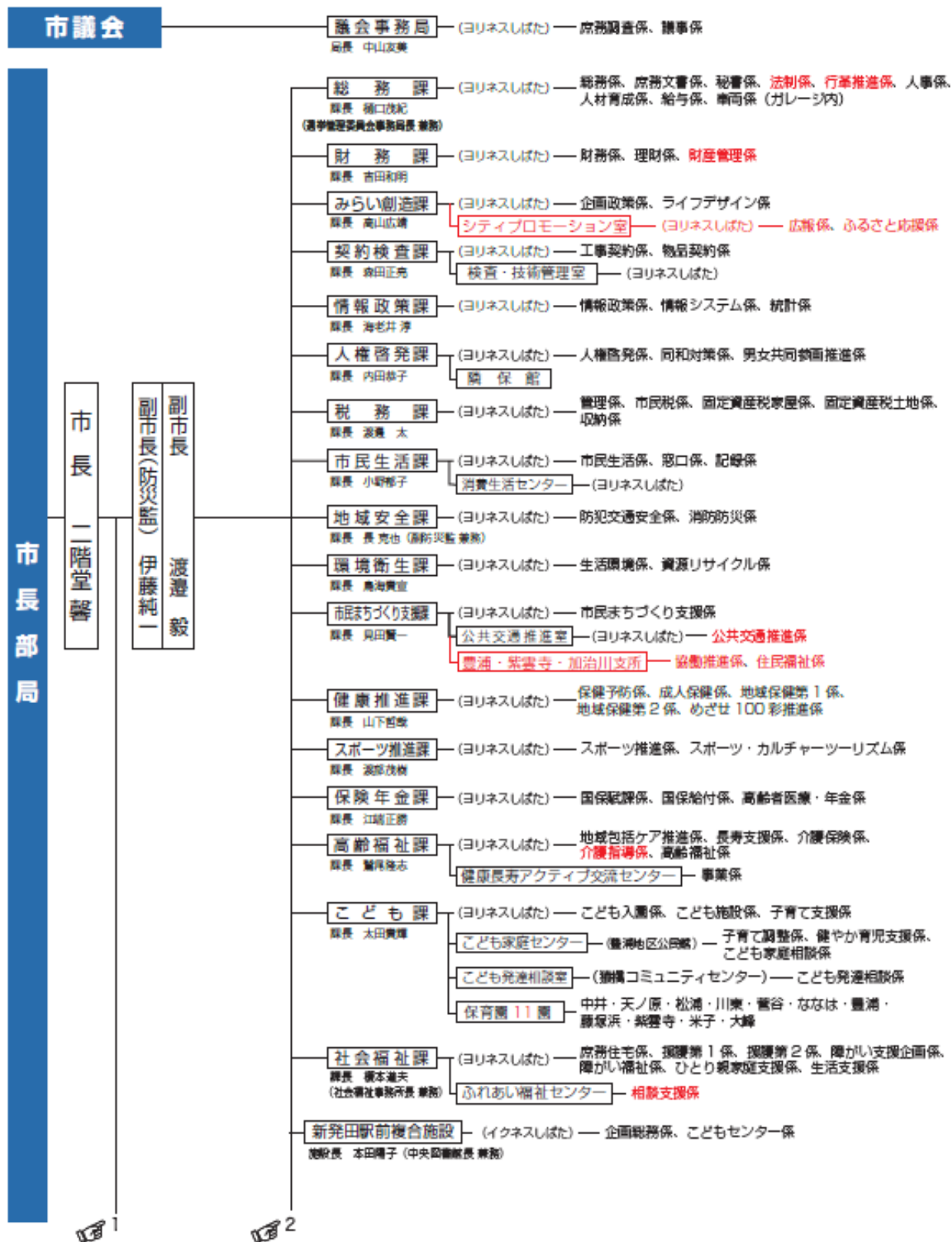
---

# 7 参考資料

## 令和8年度 新発田市行政組織

【問合せ先】 総務課人事係 (☎28-9520)

※赤字は改正のあった所属など。( )内は、各所属などがある施設名

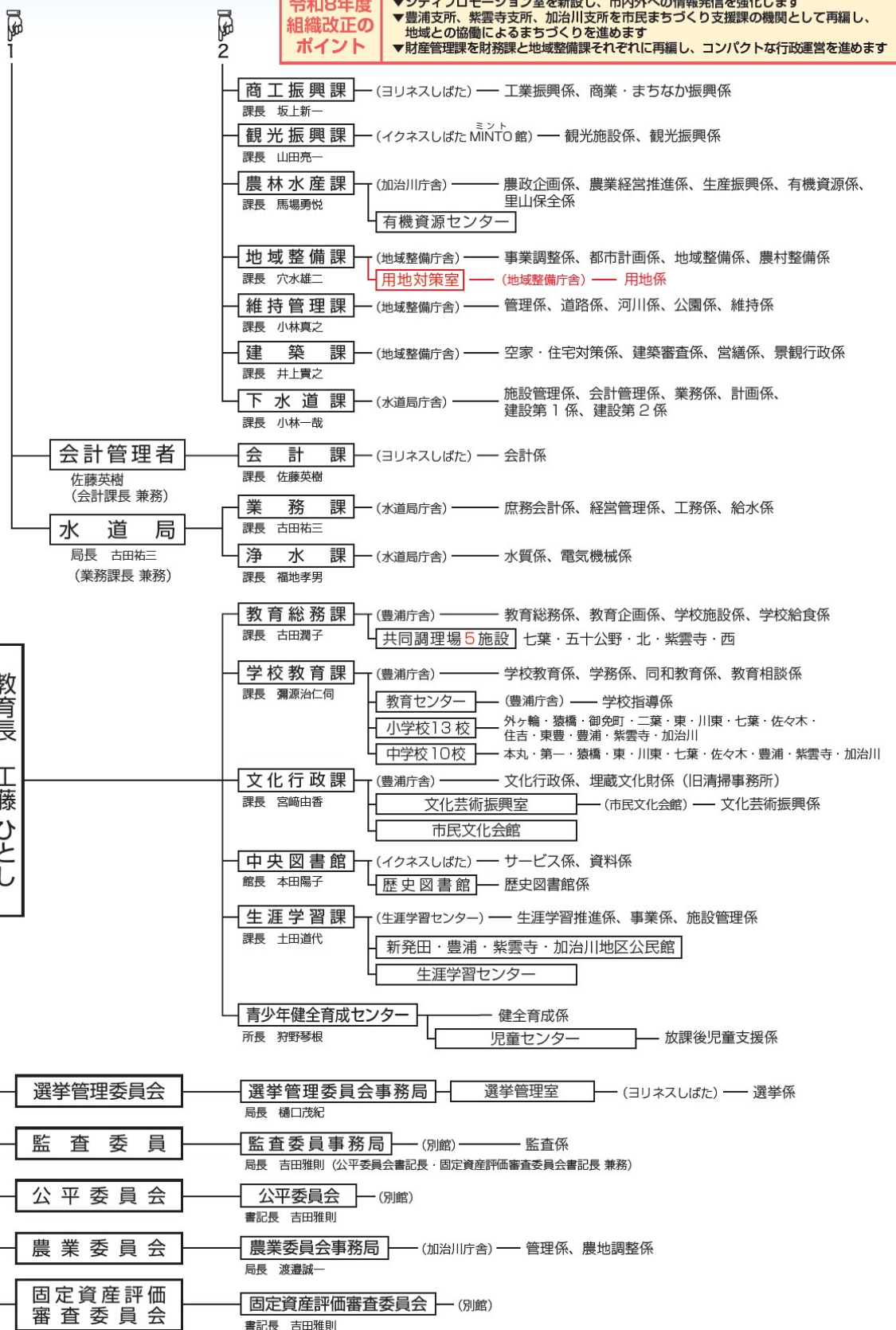


市長部局

水道局

教育委員会

行政委員会



商工振興課と観光振興課は5月7日から、松縁館(ヨリネスしばた向かい)に移転します。詳細は、広報しばた5月1日号でお知らせします

## (2) 自治会活動 Q & A

自治会の活動をするにあたっては、様々な問題や困りごとが出てくることもあるかと思えます。課題解決の糸口になれば幸いです。

**Q1 避難行動要支援者名簿は年1回提供されますが、その後の異動や新たに名簿に登録した方を把握したいのですが。**

A1 避難行動要支援者名簿は、年1回のみでの提供ですが、自治会で必要な場合は、直接、地域安全課へ名簿提供を依頼してください。最新の避難行動要支援者名簿を提供いたします。

**Q2 近隣の空地や空き家に雑草が生え、建物も倒壊しそうで困っています。所有者に連絡してもらえますか。**

A2 ①空地が周辺の環境を損ねている場合、新発田市環境美化推進条例等に基づいて所有者（管理者）に適正管理するよう指導をしています。（P31参照）

②空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「新発田市空家等の適切な管理に関する条例」に基づき、住居その他の使用がなされていないことが常態である建築物等が管理不全な状態にある場合には、当該建築物等の管理義務者に対し自己責任による適正な管理を求めています。（P32参照）

詳しくは、①環境衛生課、②建築課へお問い合わせください。

**Q3 自治会と市役所はどのような関係ですか。**

A3 自治会は、地域住民による独立した団体であり、市役所とは別の組織です。自治会と市役所は、お互いが自立した立場を取りつつ、対等なパートナーとして、より良い地域をつくっていくため、協力し合う関係にあります。詳しくは市民まちづくり支援課、各支所へお問い合わせください。

**Q4 自治会活動で、市役所の関係部署に行く必要があります。どこに相談してよいかわからないときは、どうすればよいですか。**

A4 このような場合は、この手引き書や市ホームページをご確認ください。それでもご不明な場合は、市民まちづくり支援課までご相談ください。関係する窓口へご案内いたします。



◀市ホームページ二次元コード

**Q5 最近、外国人の方が引っ越してきました。どう接していったらよいのでしょうか。**

A5 外国人の方も同じ新発田市の住民であり、自治会の一員です。文化や風習、価値観の違いを認め合いながら、相互理解や交流を図り、ぜひ、自治会活動への参加を呼び掛けてください。なお、外国人の方とのコミュニケーションに役立つ、指さして気持ちを伝える「ともだちカード」やごみ日程表の多言語版（英語、中国語、ベトナム語）もありますので、必要な方は市民まちづくり支援課へお問い合わせください。

**Q6 自治会には必ず入らなければいけないの？**

A6 自治会の加入は強制ではなく、加入するか否かはそれぞれの意思で決めることができます。加入に迷っていらっしゃる方には、自治会に入るメリットとデメリットを丁寧に説明されてみてはいかがでしょうか。

### Q7自治会に入るメリットは？

A7 普段の生活の中で住民同士が協力して住みよい環境づくりをすすめ、住んでいる地域の環境が保たれていることを考えると、自治会活動が生み出すメリットをすでに受けています。自治会の加入が「より良い地域づくりにつながっている」と考えると、良い地域になることで生まれるメリットは、巡り巡って自分に返ってくるのではないのでしょうか。また、災害など有事の助け合いの場では、自治会を通して地域での顔の見える関係ができていくことは大いに役立つようです。

### Q8自治会に入るデメリットは？

A8よく言われるのは「自治会費を払わなければならない」「活動に参加しなければならない」「役員をやらされるかもしれない」といったことですが、見方を変えれば、例えば「自治会費」はほかでもない自分が住む地域をよくするためのお金ですし、「活動に参加する」「役員になる」ことは知り合いを増やすチャンス、自分の力で地域をよくする機会ととらえることもできます。また、「適正な自治会費の設定」や「活動内容の工夫」「役員の負担軽減」など、実態に合わせて運営方法を見直していくことも考えられます。

自治会（役員）と住民が互いに「相手の話をよく聞く」「自分の考えを押し付けない」姿勢で、よりよい自治会運営のために、双方が納得のいくような話し合いを心がけましょう。

#### 【参考. 自治会運営の工夫例】

- ①自治会の運営内容を見直し、コストの削減により自治会費を抑える
- ②高齢単身世帯など、様々な立場に応じて自治会費の金額設定を変える
- ③慣習となっているが改善の余地のある行事・会議・作業等を定期的に見直す
- ④住民が参加したくなるような行事の工夫
- ⑤総会を参加しやすい曜日・時間帯に開催する

### Q9会費を滞納する人がいます。どうすればよいでしょう。

A9滞納している理由を明らかにし、対応策を検討しましょう。

- (1) 家を留守にしていることが多く、会費を払う機会を逃している  
対応例：集金方法を一括払いにする、口座に振り込んでもらうなどの工夫する。
- (2) 活動に賛同できないので、払いたくない  
対応例：滞納者が何に納得できないのか、言い分を詳しく聞き、見直せる点があるか検討する。
- (3) 会費を払う経済的余裕がない  
対応例：基準を設けて会費を減免するなどの対策を行う。ただし、減免の基準を説明したうえで、本人の意向を確認しましょう。滞納者への対応は、集金担当者だけではなく、執行部全体で対応することが大切です。

### Q10新築アパートが建ちます。自治会との連携はどうすればいいでしょうか。

A10アパートが建つことにより、近隣には景観や電波、生活音、ごみ収集、交通など様々な影響が及ぶことが予想されます。自治会でも影響を受けると予想される環境の変化などについては、業者に説明を求め、話し合うことが大切です。

アパート居住者も、防災や福祉、教育などの課題に共同で取り組む地域社会の構成員であり、パートナーです。うまく連携していくためには、アパート管理者との話し合いを早めに行うこととアパート居住者にも町内会の情報を送ることが大切です。

また、独自でごみ管理をするアパートなどでは、自治会費を一般住民に比べ安く設定しているところもあるようです。

**Q11役員がなかなか決まりません。どうしたらいいでしょう。**

A11 総務省発行「コミュニティ団体運営の手引き」の中の「コミュニティ団体運営に関するお困りごと相談所」を参考に一部を掲載します。

※「コミュニティ団体運営の手引き」は総務省のホームページでダウンロードができます。

### 【基本的な考え方】

役員を選出は、団体の運営にとって重要です。活動が停滞しないようにするためには、押しつけや場当たりの選考は控えるべきです。時間をかけても皆さんが納得するような選考を目指しましょう。下記に事例を掲載しますので参考にしてください。

#### ○自治会A

1年交代でくじ引きで決めます。1年だけならやってもいいという人が多いからです。

一人で住んでいるお年寄りなどどうしても引き受けられない人は免除しますが、そうでない人は仕事を持っていてもやってもらいます。そのため、役員の仕事は基本的に休日や夜間とし、仕事と両立できるように配慮しています。

#### ○自治会B

役員の人数を増やして1人当たりの負担を軽くしました。これまで忙しかった人も活動しやすくなりましたし、急に出られなくなった人がいても他の役員でカバーできるようになりました。いざという時に補い合える体制にしたことで、心理的な負担も軽くなったようです。

#### ○自治会C

盆踊りや運動会などのイベントがありますが、会長には統括と対外的な活動に専念してもらい、副会長などの役員をそれぞれの行事の担当部長としています。そうすれば、会長の負担が軽くなるので、会長のなり手を確保できます。また、会長の独断ではなく色々と協議できますし、行事に関わる会員が増えるので、活動も活発になります。

#### ○自治会D

民生委員などの行政からの委嘱委員を役員に入れていますが。役員の人数や層が充実するだけでなく、行政との連携や情報共有も図れます。

#### ○自治会E

定例の役員会に各班の班長も参加させています。班長はくじ引きで1年交代ですので、色々な人がなります。次期役員を決めるときには、この班長を中心に声をかけます。班長は役員の仕事を見る機会が多いので、仕事が分かっている分、引き受けようかという気になってくれることも多いようです。

#### ○自治会F

役員には、自治会のために活動してもらう時間と労力の対価として、相応の報酬を渡しています。自治会運営を「面倒なボランティア」ではなく、「仕事」として割り切ってもらっています。

**Q12自治会で所有する土地や建物を個人名義から自治会名義に変更したいのですが、どうしたらよいですか。**

A12 法人格を取得し「認可地縁団体」となることで、自治会名（法人名）で財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。詳しくは「認可地縁団体の手引き」をご覧ください。

「認可地縁団体の手引き」は市民まちづくり支援課でお渡ししているほか、市ホームページに掲載しています。

**Q13 会員が減り、自治会運営が困難になりつつあります。何か解決する方法はありますか。**

A13 近隣の自治会と合併する方法があります。認可地縁団体については、新発田市内の他の認可地縁団体と合併することが可能です。具体的な手続きなどの詳細については認可地縁団体の手引きをご確認いただくか、事前にお問い合わせください。

法人として認可を受けていない自治会については、法律上任意団体となり、その合併手続きについても特に決まりはありません。このため、自治会合併を進める際に留意すべき点やその手順等の一般的な進め方を参考としてまとめました。

## 1. 合併しようとする自治会同士における合併後の体制等の検討・協議を行う

自治会の合併は、区域内の住民全員が関係する重要事項なので、メリット・デメリットや調整すべき事項などについて時間をかけてよく検討し、相互理解のもと折り合い点を模索していきましょう。

【調整すべき事の例】

- ・規約事項の整理（①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者や役員に関する事項、⑦総会や役員会などの会議に関する事項、⑧資産に関する事項など）

- ・規約外の自治会ルールの整理（組の設置、内部組織（自警団、子ども会、老人会など）、集会所の使用、会費とその徴収方法、ごみカゴの管理法、募金など）

- ・収支や実施事業の整理（決算書や事業報告などを基に調整）

- ・所有財産の整理（合併後の自治会に引き継ぐもの、合併までに処分するものなど）

- ・地域の慣習的な事項の整理（神社・寺院の維持管理、お祭り）

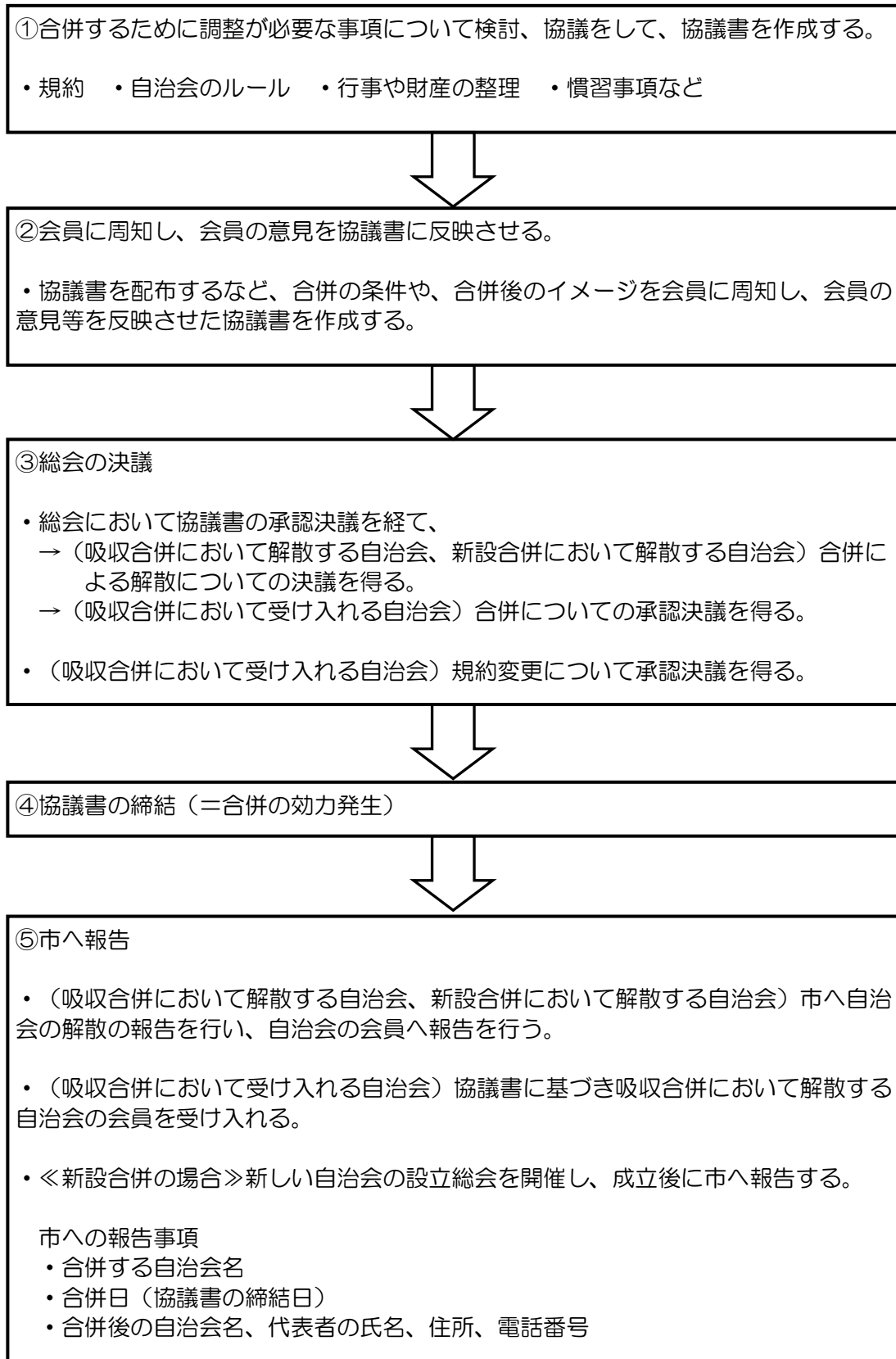
## 2. 具体的な合併手続きを進める

合併のための調整事項の協議が終われば具体的な合併手続きに入ります。手続の例として概略フロー図を次のページに掲げますので、参考としてください。

## 3. 合併後の自治会運営について

合併時に様々な点を協議していたとしても、いろいろな問題が起こることが考えられますので、少なくとも最初の1年は常に運営状況の確認を行う事をおすすめします。

## 【参考】自治会合併の手続きの流れ



## (3) 年度替りや自治会長が交代した時にすること 「確認チェックシート」

自治会の年度替りや自治会長が交代した時に、市に提出してもらふ書類や、新しい自治会長へ引き継いでもらうものなどを「チェックシート」としてまとめました。

この「自治会長の手引き」の参照ページも紹介しています。どうぞ、ご活用ください。

チェック

### 【年度替わりに提出する書類】

#### 代表者等変更届

⇒変更があった場合提出してください（7、8、9ページ参照）。

#### 災害時の連絡等に係る緊急連絡先報告書

⇒変更があった場合提出してください（9、20ページ参照）。

#### 告示事項変更届出書

⇒認可地縁団体で変更があった場合提出してください（詳しくはお問い合わせいただくか、11ページにてご案内の「認可地縁団体の手引き」参照）。

### 【新しい自治会長へ引き継ぐもの】

#### 業務委託契約書

⇒平成12年4月以降に契約しています。

#### 自治会長の手引き

⇒この冊子を引き継いでください。

#### 緊急告知FMラジオ

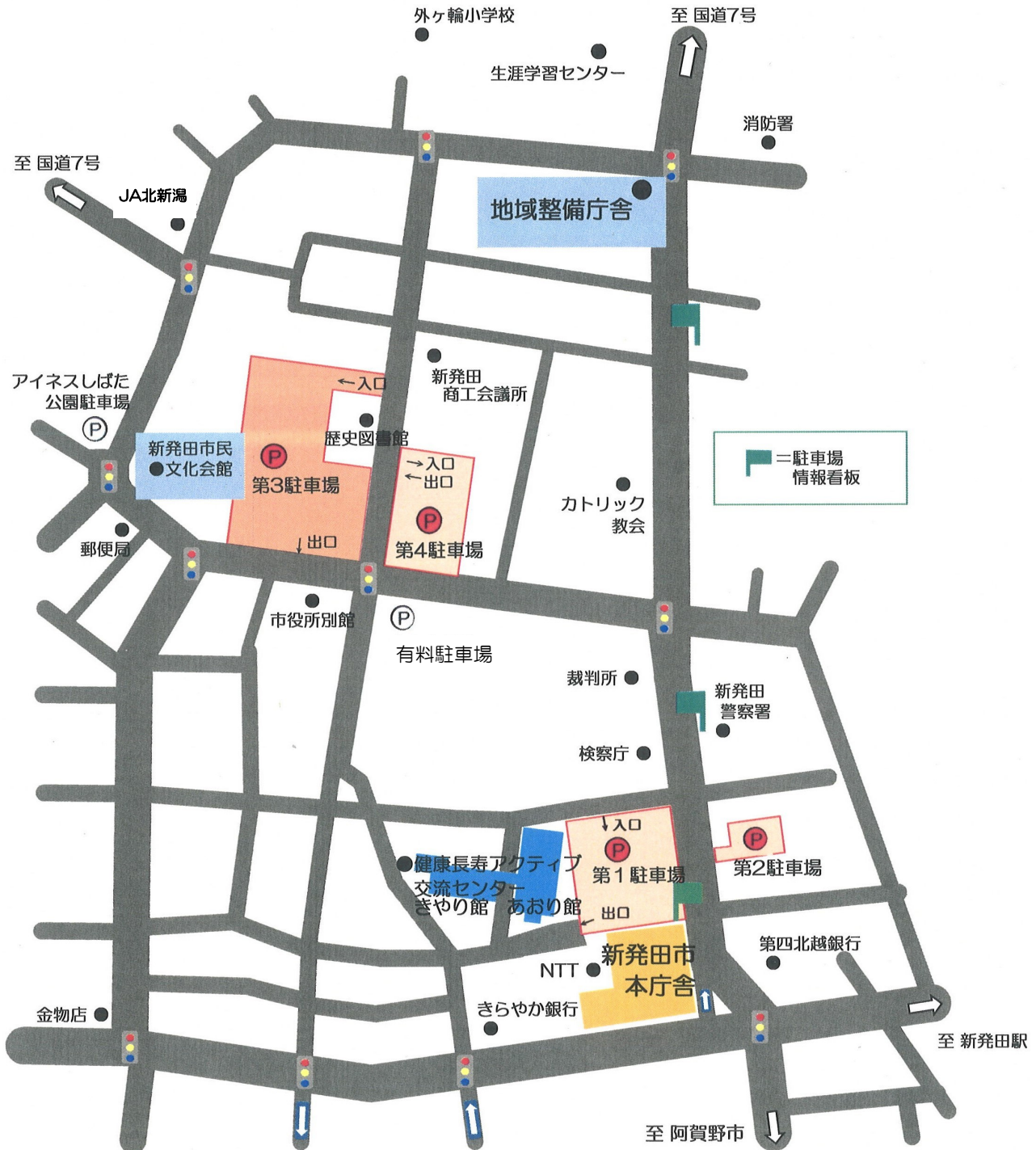
⇒第2・第3連絡先の方へも引き継いでください（21ページ参照）。

#### 避難行動要支援者名簿

⇒該当する自治会のみ持っています（22～24ページ参照）。  
過年度分は市へ返却してください。

## (4) 手引き掲載窓口の所在地

名称		所在地	電話（代表）
①	新発田市本庁舎	中央町3-3-3	22-3030
②	地域整備庁舎	中央町5-2-13	
③	豊浦支所	乙次281-2（豊浦庁舎内）	22-6776
④	紫雲寺支所	真野原外3331-5（健康プラザしうんじ内）	41-3112
⑤	加治川支所	住田510（加治川庁舎内）	33-3103



③豊浦支所



④紫雲寺支所



⑤加治川支所



～ 活気あふれる自治会活動のために ～

# 自治会長の手引き

【令和8年度版】  
令和8年5月発行

発行

■新発田市自治会連合会

■新発田市役所 市民まちづくり支援課（本庁舎6階）

TEL：28-9640      FAX：28-9670

Email：machizukuri@city.shibata.lg.jp

「自治会長の手引き」についてご不明な点は、  
市民まちづくり支援課までお問い合わせください。